

各府省の支援制度（施策集）

内閣府

- デジタル田園都市国家構想交付金（P3）
- 構造改革特区制度（P7）
- 税制上の支援措置（設備等投資促進税制（法人税））（P13）
- 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る特例措置（P14）

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

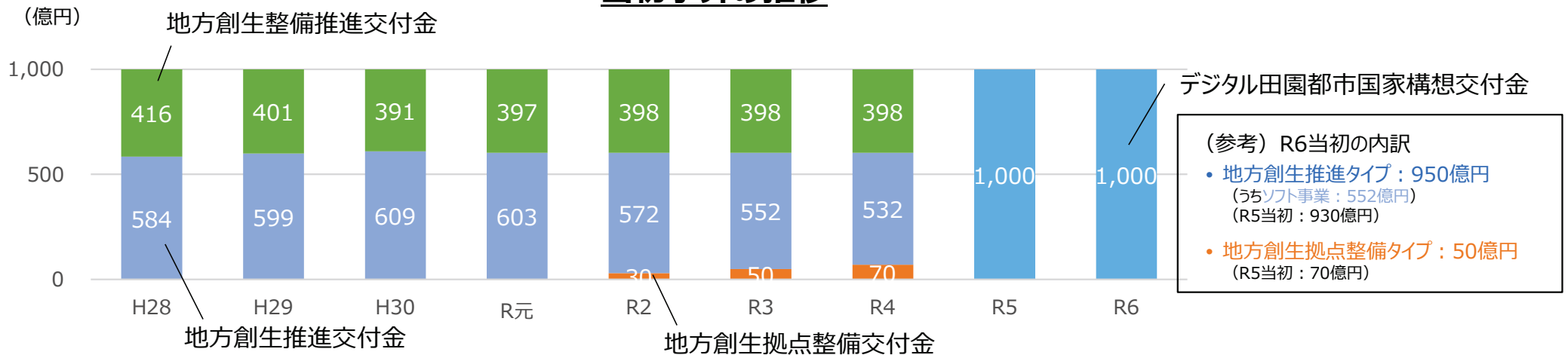
プロジェクト
選定会議

デジタル田園都市国家構想交付金の推移

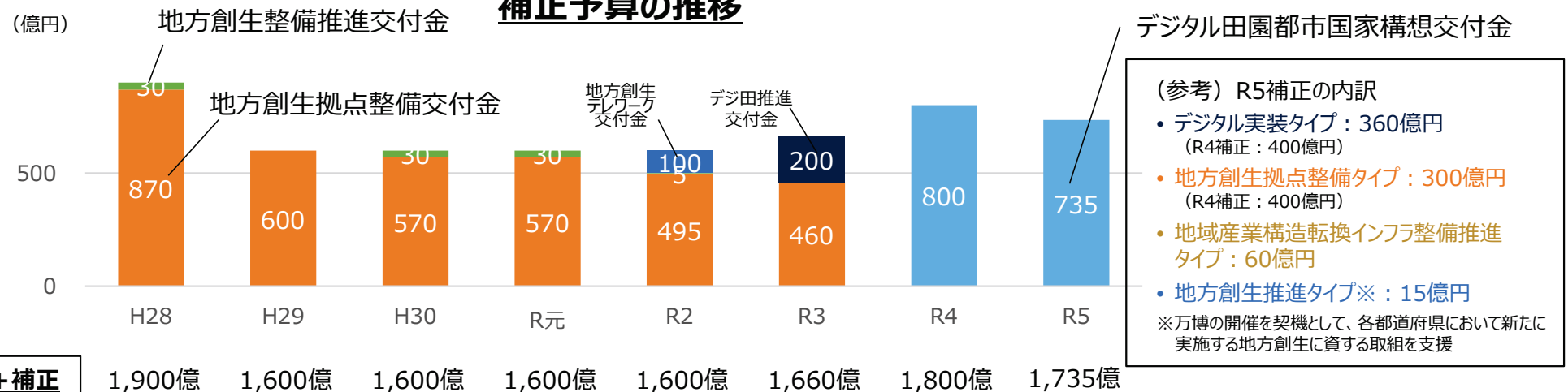


- R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。
- **R6当初：1,000億円／R5補正：735億円**（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）。

当初予算の推移



補正予算の推移



地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）の概要

➤ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など（主にソフト事業）を支援。

＜対象事業例＞ 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

（注）他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等に関わらず他の国庫補助金等の活用が優先され、本交付金の対象とはしない点に留意。

● 制度概要

- ✓ 地方公共団体において、事業計画期間及び交付上限額に応じて、事業類型（先駆型・横展開型・Society5.0型）を選択可能。
- ✓ 先駆型、Society5.0型の審査にあたっては、事務局審査に加えて、外部有識者による審査を行う。

事業類型	対象	上限額 補助率
先駆型	先駆性の高い 最長 5 年間の事業	国費：都道府県:3.0億円 中枢中核：2.5億円 市区町村:2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長 3 年間の事業	国費：都道府県:1.0億円 中枢中核:0.85億円 市区町村:0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未 来技術を活用した新たな社会シ ステムづくりの全国的なモデルとなる 最長 5 年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

（注 1）横展開型（補正予算分）として、「万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組」を支援。

（注 2）新規事業の通常の申請上限件数は、都道府県：4 事業、中枢中核都市・市区町村：3 事業。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数を超える申請を可能とし、最大の申請件数は、都道府県：7 事業、中枢中核都市：6 事業、市区町村：5 事業とする。

評価基準（S～Dの 5 段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

デジタル社会の形成への寄与

官民協働

地域間連携

政策・施策間連携

地方創生拠点整備タイプの概要

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額（※） 補助率
当初予算分	原則 3 か年度以内 の事業 (最長 5 か年度)	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2
補正予算分	単年度の事業	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額（目安）。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額（目安）を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注 1) 申請上限件数は以下のとおり。

当初予算分：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業

補正予算分：上限なし

(注 2) 以下の事業については有識者審査を実施。

当初予算分：全て

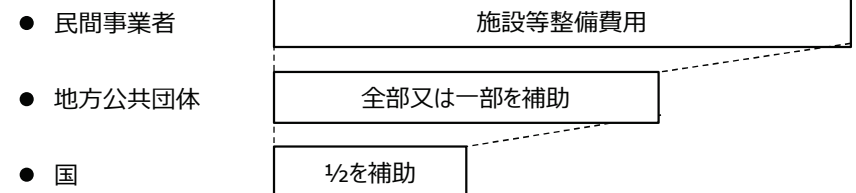
補正予算分：交付額（国費）2 億円以上において有識者審査を実施

＜拠点整備タイプにおける拡充＞ R4補正から導入

～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の 1 / 2 ※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】



＜支援対象となる施設整備の採択例＞

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の 1 / 3 （かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

構造改革特区制度について

1. 構造改革特区制度とは

- 地域の特性に応じた規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することにより地域の活性化を促進することを目的としており、平成14年に構造改革特別区域法が成立、平成15年1月に「構造改革特別区域基本方針」が閣議決定された。

2. 構造改革特区制度の構成

① 規制の特例措置の提案

民間事業者や地方公共団体を始めとして幅広く受け付け。関係府省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現。【措置のメニュー化】

② 特区計画の認定

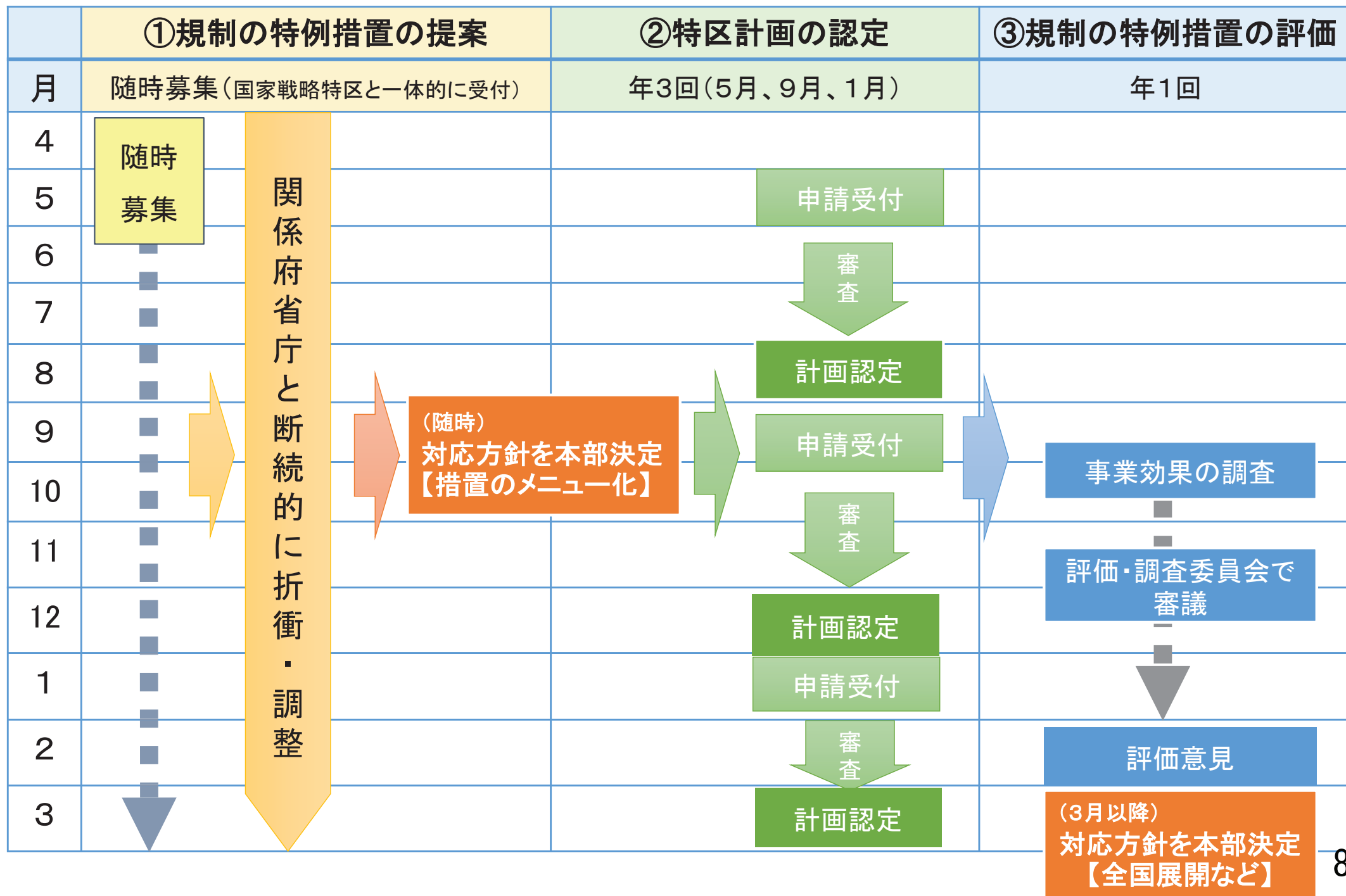
規制の特例措置を活用した事業を行う場合には、地方公共団体がその事業に関する構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。【特区計画の認定】

③ 規制の特例措置の評価

規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価。

特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大。【全国展開】

構造改革特区 年度スケジュールイメージ



構造改革特区 主な特例措置

【R6.6現在】

地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業（平成24年度実現）

地域限定旅行業者が選任する旅行業取扱管理者に他業種との兼任を認める特例

【令和3年12月全国展開】



心のふるさと おおくら観光・交流特区（大蔵村）

環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業（平成16年度実現）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡しシステムを使用できる特例【平成18年3月全国展開】



環境にやさしいカーシェアリング広島特区（広島県）

職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学事業（令和4年度実現→認定4件）

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者が、大学へ編入学することができる特例



熊本県高度人材育成・確保特区（熊本県）

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（平成16年度実現→認定72件）

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例

【3歳以上は平成22年6月全国展開】



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

特産酒類の製造事業（平成20年度実現→認定127件）

地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）

特定農業者による特定酒類の製造事業

【どぶろく特区】（平成15年度実現→認定204件）

農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例



日本のふるさと再生特区（遠野市）

構造改革特別区域研究開発学校設置事業（平成15年度実現）

小学校の英語教育や小中一貫の教育課程の編成など学習指導要領等の基準によらない教育課程の弾力化を認める特例

【平成20年4月全国展開】



太田外国語教育特区（太田市）

市町村教育委員会による特別免許状授与事業（平成16年度実現→認定3件）

市町村教育委員会が、当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状の授与を認める特例



さいたま市立学校特例特別免許状授与特区（さいたま市）

清酒の製造場における製造体験事業（令和元年度実現→認定5件）

清酒の製造免許を受けている者が、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例



佐渡・学びの日本酒特区（佐渡市）

【措置メニュー化されたもの】				
年度	特定事業(番号)	概要	主な提案者	初の活用自治体
令和5年度	特定法人による農地取得事業（1014）	農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする	養父市 （兵庫県）	養父市 （兵庫県）
令和4年度	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836）	職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる	長野県 熊本県	長野県 熊本県
	国立大学法人による土地等貸付事業（837）	革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる	つくば市	—
令和元年度	清酒の製造場における製造体験事業（712）	地域の活性化を図ることを目的として、清酒の製造体験を提供する場合には、当該製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす	佐渡市 （新潟県）	佐渡市（新潟県） 宇佐市（大分県）
	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業（1231）	地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となる	横浜市(神奈川県)、 川口市(埼玉県)	横浜市（神奈川県）

【新規認定事業】		
年度	特定事業	件数
令和5年度【14件】	法人農地取得特区	1件
	市町村教育委員会による特別免許状授与特区	1件
	能開短大から大学への編入特区	1件
	どぶろく特区・ワイン特区	5件
	児童発達支援センター給食外部搬入特区	6件
令和4年度【20件】	どぶろく特区・ワイン特区	13件
	公立保育所・児童発達支援センター給食外部搬入特区	3件
	能開短大から大学への編入特区	3件
	教育特区	1件

総合特区制度の概要

(総合特別区域法(平成23年法律第81号))

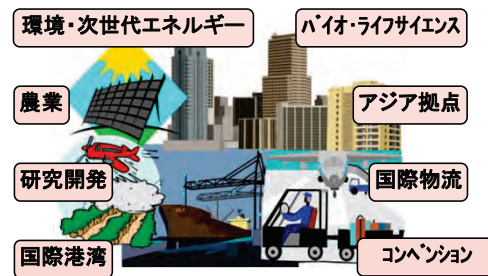
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能の
集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施
⇒ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地方分権を加速する突破口

(2)税制上の支援措置(R6年度税制改正大綱を踏まえ2年間延長)

○国際戦略総合特区

・国際競争力強化のための法人税の軽減(投資税額控除4%~10% 特別償却15%~34%(※)) ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

(3)財政上の支援措置:関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(R6年度予算 4百万円)

(4)金融上の支援措置:利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(R6年度予算 3.0億円)

※

令和6年度以前に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率10%特別償却率34% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率5%特別償却率17%
令和6年度以降に法人指定した対象資産「機械・装置、開発研究用器具・備品」税額控除率8%特別償却率30% 「建物及びその附属設備並びに構築物」税額控除率4%特別償却率15%

総合特別区域 第1次指定・第2次指定・第3次指定・第4次指定

国際戦略総合特区

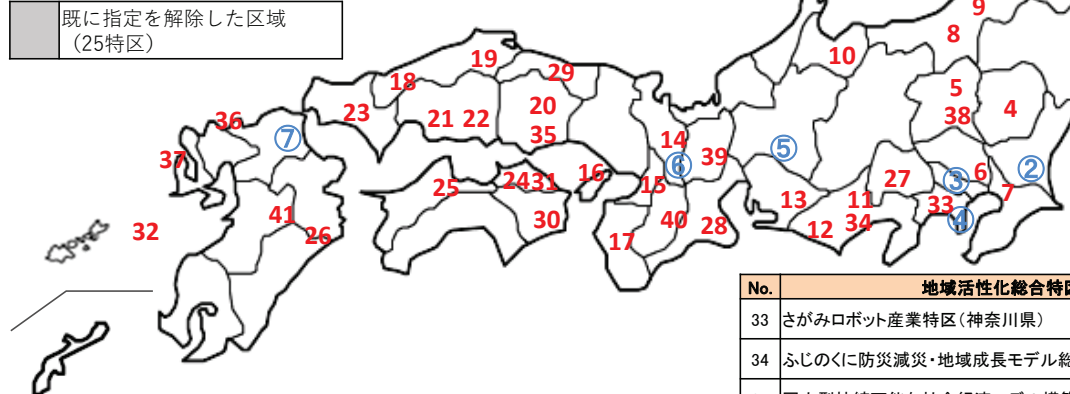
総合特別区域基本方針において、平成25年10月以降の指定は見合わせることにしている。
＜平成25年3月19日 閣議決定＞

地域活性化総合特区

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	国際戦略総合特区と地方公共団体の名称
国際1	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区(北海道、札幌市、函館市、帯広市、江別市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
国際2	つくば国際戦略総合特区～つくばにおける科学技術の集積を活用したライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進～(茨城県、つくば市)
国際3	アジアヘッドクォーター特区(東京都)
国際4	京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(神奈川県、横浜市、川崎市)
国際5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区(長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市長古市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市長富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛鳥村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合)
国際6	関西イノベーション国際戦略総合特区(京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市)
国際7	グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県、北九州市、福岡市)

既に指定を解除した区域
(25特区)



【第3次指定(H25.2.15)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
33	さがみロボット産業特区(神奈川県)
34	ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区(静岡県)
35	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区(AAAシティおかやま)(岡山市)
36	九州アジア観光アイランド総合特区(福岡県等)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
37	ながさき海洋・環境産業拠点特区(長崎県、長崎市、佐世保市、西海市)

【第4次指定(H25.9.13)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
38	群馬がん治療技術地域活性化総合特区(群馬県)
39	地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区(滋賀県)【平成30年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
40	奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県)
41	千年の草原の継承と創造的活用総合特区(熊本県阿蘇市等)

【第1次指定(H23.12.22)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
1	札幌コンテンツ特区(北海道札幌市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
2	森林総合産業特区(北海道下川町)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
3	レアメタル等リサイクル資源特区(秋田県)
4	栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区(群馬県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
6	次世代自動車・スマートエネルギー特区(埼玉県さいたま市)【令和2年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
7	柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区(千葉県柏市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
8	持続可能な中山間地域を目指す自治体地域コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
9	健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区(新潟県見附市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
10	とやま地域共生型福祉推進特区(富山県)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
11	ふじのくに先端医療総合特区(静岡県、山梨県)
12	未来創造「新・ものづくり」特区(静岡県浜松市)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区(愛知県豊田市)
14	京都市地域活性化総合特区(京都府京都市、京都府)
15	国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、大阪府泉佐野市)
16	あわじ環境未来島特区(兵庫県、兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市)
17	和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
18	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(島根県益田地区広域市町村圏事務組合)
19	たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)(島根県雲南市)【令和3年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
20	ハイパー・グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)
21	環境観光モデル都市づくり推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
22	尾道地域医療連携推進特区(広島県)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
23	次世代型農業生産構造確立特区(山口県、山口県光市、柳井市、田布施町)【平成31年3月29日指定解除(特区からの申請による)】
24	かがわ医療福祉総合特区(香川県)【令和4年3月31日指定解除(特区からの申請による)】
25	西条農業革新都市総合特区(愛媛県西条市)【平成28年4月1日指定解除(特区からの申請による)】
26	東九州メディカルバレー構想特区(大分県、宮崎県)

【第2次指定(H24.7.25)】

No.	地域活性化総合特区と地方公共団体等の名称
27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区(山梨県南アルプス市)
28	みえライフイノベーション総合特区(三重県)
29	鳥取発次世代社会モデル創造特区(鳥取県)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
30	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区(徳島県)
31	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区(香川県高松市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】
32	椿による五島列島活性化特区(長崎県五島市等)【平成29年3月27日指定解除(特区からの申請による)】

税制上の支援措置の概要（設備等投資促進税制（法人税））

国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際総合特区計画に定められた特定国際戦略事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、次のような特別償却又は税額控除ができる措置。（総合特別区域法第26条）

（１）対象事業：総合特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

①経済社会の活力の向上及び産業の国際競争力の強化に資するもの

②地方公共団体が事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの

（２）対象分野：「環境保全」、「医療」、「産業技術」 ※ 詳細は総合特別区域区域法施行規則に規定

ア．特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の30%（建物等は、取得価額の15%）	※ 令和6年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・特別償却率：34%（建物等は10%） ・税額控除率：10%（建物等は5%）
税額控除率（注1）	取得価額の8%（建物等は、取得価額の4%）	

（注1） 税額控除については、当期法人税額の20%までを限度とする。

イ．設備等取得の期間

法人指定の日から、令和8年3月31日までの期間

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る特例措置

制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、「地方活力向上地域等」において「特定業務施設※」を整備する事業が地域再生計画に位置付けられている場合、当該事業の実施に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、**課税の特例等の措置**が講じられる。【2015年度創設】

※地域再生法施行により、特定業務施設（事務所、研究所、研修所）と併せて整備される育児支援施設（①、③～⑥）及び社宅（⑤⑥）も対象

事業スキーム

（地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく）

国
「基本方針」

申請

認定

都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」

（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）

申請

認定

事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

地方拠点強化税制

① 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除

育児支援施設

② 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除



③ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき**固定資産税等を課税免除又は不均一課税**した場合の減収額に対する地方交付税による補填

育児支援施設

④ デジタル田園都市国家構想交付金における弾力措置（2020年度～）

物件の賃借、物件の改修、中古物件の取得に対する補助事業が対象（申請上限を超えた申請が可能）

育児支援施設

⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

育児支援施設

社宅

⑥ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資

育児支援施設

社宅

地方拠点強化税制の概要

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、**地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）**に対し、**オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等**を措置するもの。
- 令和6年度税制改正により、**適用期限を2年間延長**するとともに、**女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出**を図る観点から、制度の対象となる**事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等**を実現。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のために使用されるもの。

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方拠点の整備

地方における
特定業務施設の
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%**（移転型）／**4%**（拡充型）

or

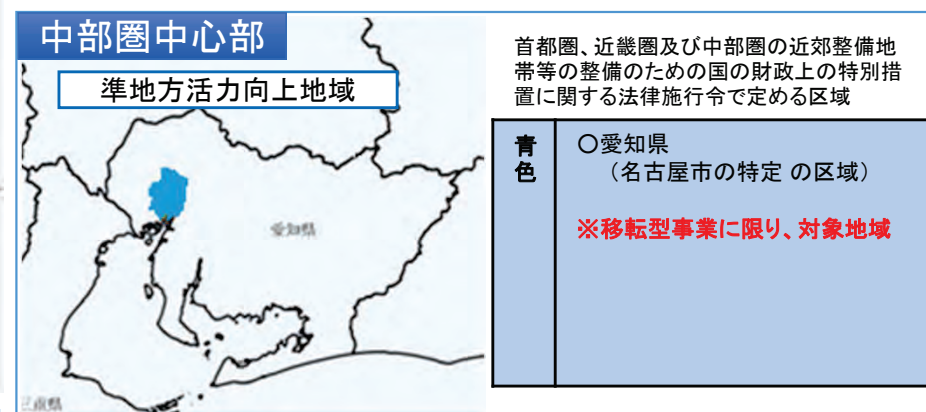
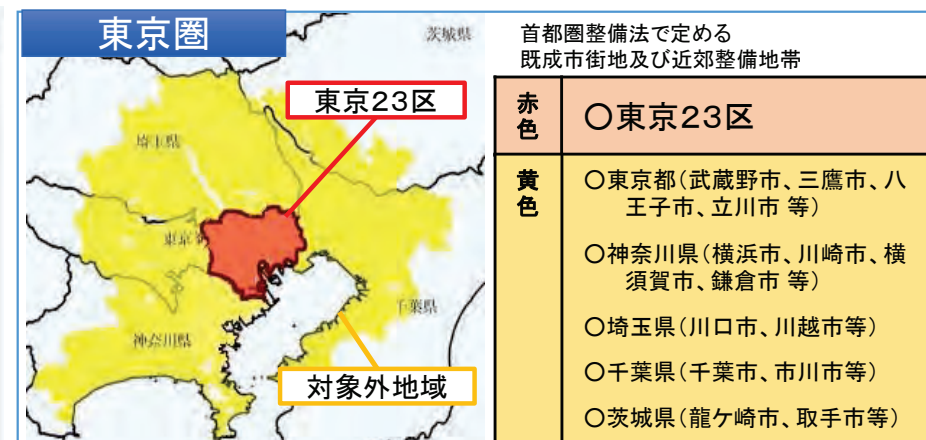
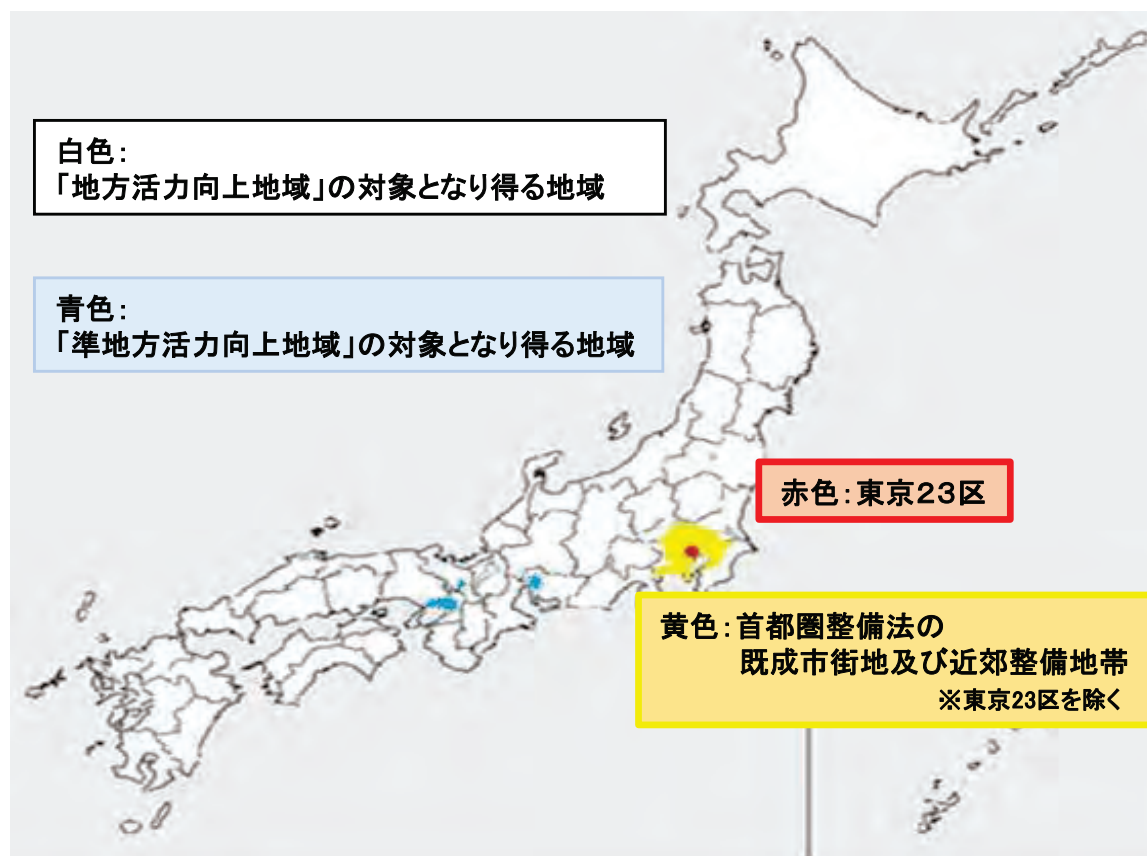
特別償却 **25%**（移転型）／**15%**（拡充型）

税額控除 **最大 90万円**（移転型）／**最大 30万円**（拡充型）
（1人当たり）（3年間で**最大170万円**）

※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置やデジ田交付金の弾力化措置等が活用可能。

【参考】内閣府地方創生推進事務局・地方拠点強化税制HP (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>)

(参考) 支援対象地域等



◆ 移転型事業

東京23区から地域再生計画に記載された地方活力向上地域又は準地方活力向上地域への特定業務施設の移転

◆ 拡充型事業

地域再生計画に記載された地方活力向上地域における特定業務施設の整備

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実績・事例について

認定件数・雇用創出数（令和6年3月末現在※）

※ 令和6年4月15日までに都道府県から情報提供を受けたもの

【認定件数】： **698件** （移転型事業 70件、拡充型事業 628件）

【雇用創出数】： **30,812人** （移転型事業 1,505人、拡充型事業 29,307人） （注）新規採用者と、他の事業所からの転勤者の合計

移転型の認定事例

株式会社シャフト（静岡県静岡市）

令和4年度認定

TVや劇場作品を中心としたアニメーション制作・企画業務を主として行う。

S H A F T
ANIMATION STUDIO



- 設立 1975年9月1日
- 資本金1,000万円
- 従業員105人（2023年2月現在）
- 売上高13.1億円（2021年3月末）

移転したのは・・・

事務所

情報サービス事業部門

東京から新スタジオ（事務所）を静岡市に新設

- **市内初のアニメ制作会社の進出。**
- 国内アニメ制作会社の9割が一都三県に集中しており、**地方でのアニメ人材育成に課題**を感じていた。
- **仕事環境と生活環境**の両面から見て**移転先を静岡市に決定。**
- **静岡市の補助制度**（宿泊費・交通費の補助）も活用。
- 3名が東京から異動し、新卒2名も入社したため、**5名の雇用創出**があった。なお、来年度も新規入社予定。

移転型の認定事例

ウェルネット株式会社（北海道札幌市）

令和2年度認定

マルチペイメントサービスやコンビニ収納代行サービス等を展開



- **耐震性改善**や**優秀なIT人材等を確保**するため、創業の地たる札幌に本社機能の一部を移転し、**新社屋を整備。**

移転したのは・・・

事務所

その他管理業務部門

拡充型の認定事例

ダイト株式会社（富山県富山市）

平成27年度認定

ジェネリック原薬等の生産、医薬品の製造事業等を展開



- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発 **体制の整備・強化**を図るため **「R&Dセンター」を整備。**

新設したのは・・・

研究所

③認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に対し、地方公共団体が地方税の減税を行った場合に、地方交付税により、補填措置を講じる。

※適用期間を**2年間延長**(令和8年3月31日まで)、対象となる施設に**子育て支援施設を追加**する。

	移転型事業	拡充型事業
対象地域	首都圏の既成市街地等以外の地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域
対象となる 地方公共団体 (財政力要件)	[都道府県] ・ ~0.52未満 : 3/4補填 ・ 0.52~0.69未満 : 1/2補填 ・ 0.69~0.85未満 : 1/4補填 [市町村] ・ ~0.64未満 : 3/4補填 ・ 0.64~0.79未満 : 1/2補填 ・ 0.79~0.93未満 : 1/4補填	[都道府県] ・ ~0.47未満 : 3/4補填 [市町村] ・ ~0.63未満 : 3/4補填 ・ 0.63~0.74未満 : 3/8補填
補填対象	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)
補填率 (※補填対象となる 減税率の上限)	事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 不動産取得税 10/10 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	不動産取得税 10/10 固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左
取得価額要件	3,800万円以上(中小企業は1,900万円以上)	同左

④デジタル田園都市国家構想交付金における弾力化措置

- 整備計画の認定事業者に対して、**地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合、デジ田交付金の活用が可能。**改正地域再生法の施行（令和6年4月19日施行）により、対象に子育て施設も追加。

● デジ田交付金の弾力措置のための適用要件

1. **申請主体は都道府県（※1）に限り、横展開型（最長3年間、国費上限額（都道府県）1億円）で申請を行うこと。**
（※1）都道府県と域内の市区町村の広域連携事業の申請も可能
2. **認定事業者（※2）と連携して、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業であること。**
KPIの1つに、「認定事業者の県外からの転勤者又は新規の常時雇用者の合計」を設定すること。
（※2）地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（「整備計画」）の認定を受けている又は受ける事業者
（※3）デジ田交付金の「申請時」に整備計画（案でも可）を添付すること（「交付決定」までには整備計画の成案を得ること）
3. **認定事業者に対し、特定業務施設の整備を補助する場合、認定事業者に応分の負担を求めること**（認定事業者の負担割合は地方公共団体の裁量で設定可能）。**物件の改修、中古物件の取得、賃借のみを補助対象とし、当該整備がソフト事業と併せて実施される場合に限ること。**認定事業者に対する補助上限額は以下の通りとすること。

● 物件の改修、中古物件の取得に係る国負担の上限額は以下の通りとする。

- 移転型：認定事業者の整備費用の7%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）
- 拡充型：認定事業者の整備費用の4%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）

（※4）「交付対象事業におけるハード事業経費内訳」に所要額を計上すること。

（※5）例えば、移転型の認定事業者の物件の改修費用が2,000万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース。

➤地方公共団体が400万円補助する場合、国の交付額は140万円。

➤地方公共団体が200万円補助する場合、国の交付額は100万円。

● 物件の賃借に係る補助率は50%を上限とするとともに、特定業務施設の賃借後2年間の経費に限ること。

（※6）「交付対象事業におけるソフト事業経費内訳」に所要額を計上すること。

● 認定事業者

特定業務施設の整備費用

● 地方公共団体

一部を補助

● 国

1/2を補助

● 物件の改修、中古物件の取得は、**地方公共団体の裁量で補助率を設定可能。**

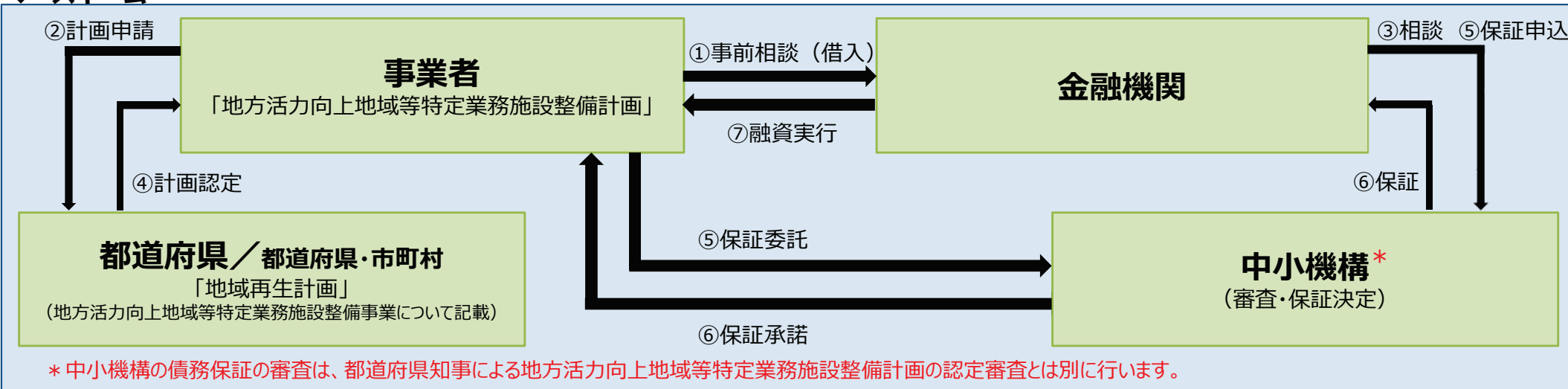
（国負担は、移転型：7%、拡充型：4%が上限）

● 物件の賃借は、**50%・賃借後2年間**を上限

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、中小企業基盤整備機構の債務保証を受けることができる。

◆ スキーム



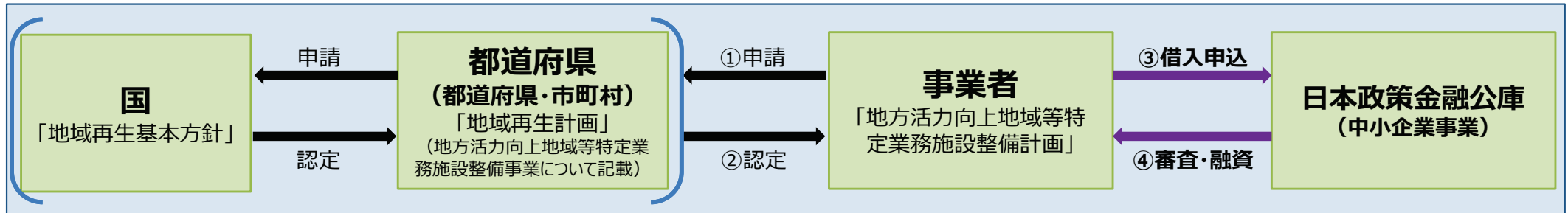
◆ 保証条件

対象事業者	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入元本の30%
保証期間	10年以内（必要に応じて3年以内で据置期間設定可能）
保証料	年0.3%（無担保扱いの場合は年0.4%）・1年毎前払い
資金用途	認定計画で認められた用途のうち設備資金
担保	原則として徴求（保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い）
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し対応。

⑥ 日本政策金融公庫による融資制度

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（中小企業者）は、当該計画の実施に必要な資金を調達する際、長期かつ固定金利で日本政策金融公庫から融資を受けることができる。

◆ スキーム



◆ 地域活性化・雇用促進資金〈地方活力向上地域等特定業務施設整備計画関連〉の制度概要

貸付対象	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
資金使途	設備資金及び長期運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億以内）	
貸付利率	基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③とする。	

総務省

- 地域デジタル基盤活用推進事業（P23）
- 高度無線環境整備推進事業（P27）
- 携帯電話等エリア整備事業（P28）
- 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備（P29）

Ⅱ 地域DXの推進を支える情報通信環境の整備

7 デジタル実装による課題解決

[4] 地域のデジタル基盤の活用の推進

出典：
活力ある多様な地域社会を実現し、世界をリードするくにづくり（総務省重点施策2024）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000898278.pdf

（1）地域のデジタル基盤の活用の推進

- デジタル行財政改革にかかる地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築支援、②安全な自動運転のために必要な通信の信頼性確保等の検証を含む、先進的なソリューションの実用化支援（実証）、③地域の通信インフラの整備などを通じて伴走型支援を実施。

【予算】地域デジタル基盤活用推進事業

5年度補正 47.5億円 6年度 2.0億円（4年度補正 20.0億円 5年度 1.4億円）

デジタル技術を活用した地域課題解決

- 都道府県と市町村等の連携による **DX推進体制の構築**や、デジタル技術を活用した地域課題解決のための **計画策定**を支援



- 安全な **自動運転のために必要な通信の信頼性確保等の検証**を含む、**先進的なソリューションの実用化支援（実証）**



- 地域課題解決に資する地域の **デジタル基盤の整備支援**



自治体におけるDX推進体制構築の促進

地域DXの更なる推進に向けた具体的な課題を把握し、**都道府県と市町村等が連携した地域DXの推進体制の構築・拡充を伴走支援**することで、地方公共団体が主体的にデジタル実装に取り組める持続的な支援環境を構築。

STEP 01

課題整理・取組方針の共有

- ◆ 各市町村の課題の洗い出し・深掘り
- ◆ 具体的な解決策の検討
- ◆ 都道府県・市町村等による課題の共有、首長レベルでの **取組方針の検討・共有**

STEP 02

推進体制の構築・拡充

- ◆ 都道府県と市町村等の **連携による DX推進体制**の構築
- ◆ 都道府県と市町村等の **連携に基づく地域DXに関する取組**を推進

【想定される具体的な取組例】

- 共同宣言や協定等に基づく、定期的に情報共有を行う会議体等の設置
- 市町村のDXの進捗状況の共有
- 共同研修、外部人材確保
- 共同調達 ● DXの個別事業の推進

地域DXの推進体制の構築・拡充を総務省等が伴走支援

地域デジタル基盤活用推進事業 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

【実証事業】（予算：16.5億円程度）

ローカル5Gをはじめとする**新しい通信技術**を活用した、次の社会実証を支援します。

- a) 全国の各地域が**共通に抱える地域課題の解決**に資する先進的なソリューション
- b) 特に地域の人材不足に起因する課題解決のための、**地場企業の事業活動の効率化・合理化**に資する先進的なソリューション

<実施主体>

地方公共団体、企業・団体など

<対象となる通信技術>

ローカル5G
Wi-Fi HaLow
Wi-Fi 6E／7 などのワイヤレス通信技術 ※1

※1 上記以外の通信技術については個別にご相談ください。

<実施形態>

請負（定額）

<事業規模の目安>

1千万～1億円程度 ※2 ※3

※2 活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて、提案の内容・規模を評価させていただきます。評価結果を踏まえ、採択に当たって金額の調整をさせていただくことがあります。

※3 原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外です。新たに調達が必要な場合には、リースやサブスクリプション等でご対応いただくことになります。

<提案評価の観点例>

- 全国の各地域が共通に抱える課題の解決に資するものであるか 又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか
 - 新しい通信技術を活用するものであるか
(当該通信技術を選択することに関する他の通信技術との比較分析 など)
 - 費用対効果等も踏まえ、現実的に社会実装が期待できるものか
 - 先進的なソリューションであるか（先行事例との比較分析 など）
 - 社会実装や他地域への横展開に向けた具体的かつ現実的なビジョンがあるか（地域の連携体制が構築されているか など）
 - 主な加点評価項目
 - ・スタートアップが参画し、その技術などを活用する取組であるか
 - ・「デジ活」中山間地域に登録済又は登録申請中であるか
- など

地域デジタル基盤活用推進事業 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

【補助事業】（予算：最大3.5億円程度）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

＜対象＞

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

＜補助対象＞ ※2

① 無線ネットワーク設備 （ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア ※3

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 PCLレンタル料やクラウドサービス利用料等については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、3か年分を上限として補助対象とします。

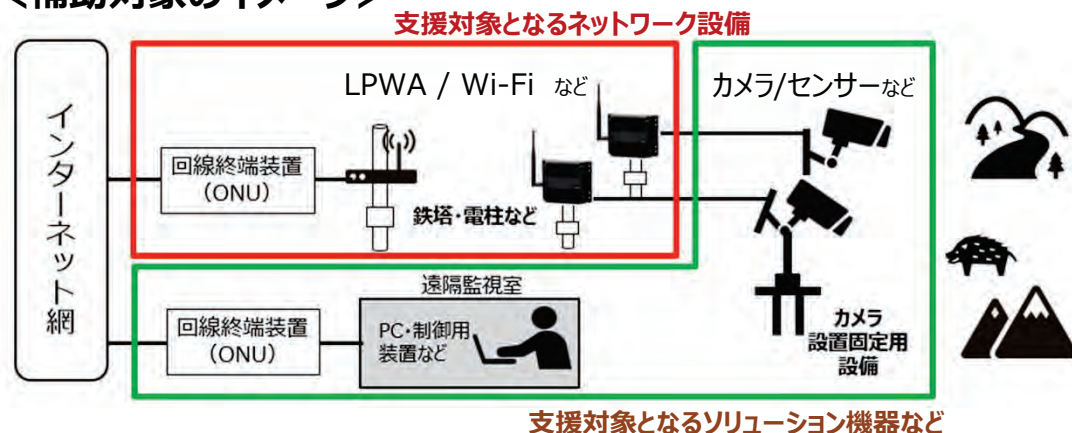
＜補助率＞ 補助対象経費の **1/2**

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

＜提案評価の観点例＞

- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか
（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

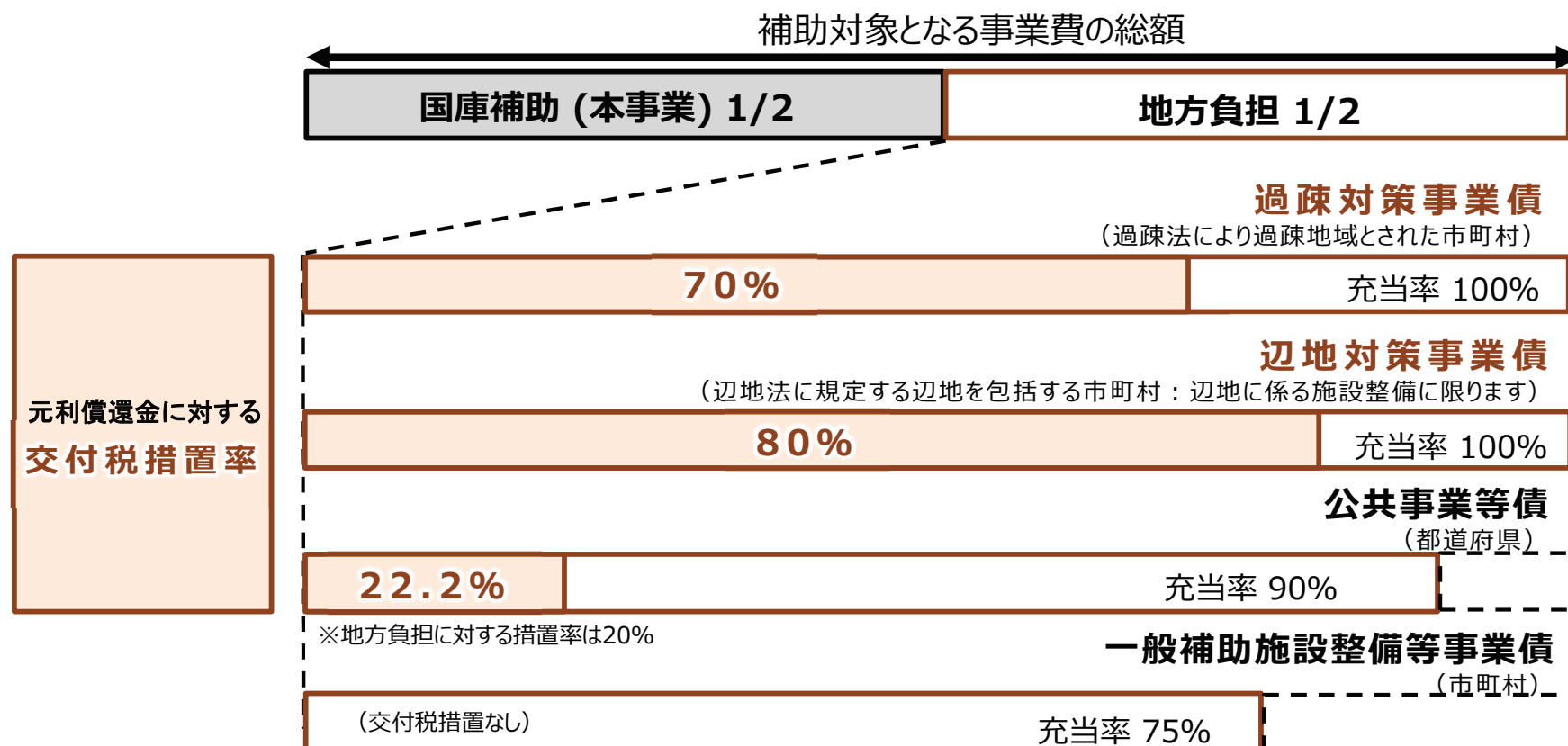
＜補助対象のイメージ＞



地域デジタル基盤活用推進事業 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の**地方債を起債**することができます。



※上記のほか、地方創生応援税制（**企業版ふるさと納税**）に係る寄付を地方公共団体の負担分に充当することもできます。

高度無線環境整備推進事業

(参考) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者
 イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
 ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
 エ 負担割合:

令和6年度予算額: 45.0 億円

令和5年度当初予算額: 42.0億円
 令和5年度補正予算額: 20.1億円

(自治体の場合)

【離島】*

国 4/5	自治体 1/5
----------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1) 1/2	自治体 1/2
--------------	------------

(※1) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※2)(※3) 4/5	3セク・民間 1/5
------------------	---------------

(※2) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2/3
 (※3) 高度化を伴う更新を行う場合、1/2

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
 令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。
 (いずれの場合も高度化しない更新は対象外)

携帯電話等エリア整備事業

(参考) <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/>

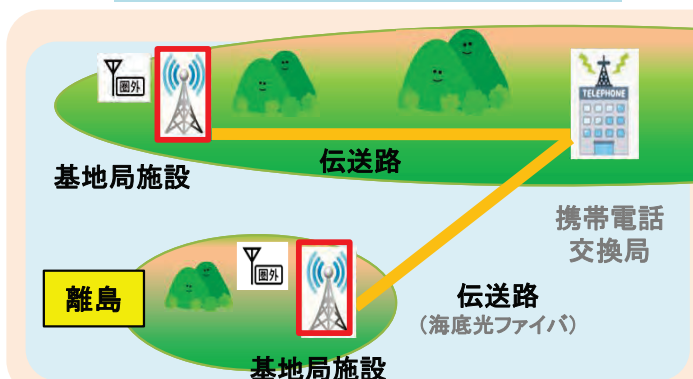
地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

令和6年度予算額 2,300百万円（令和5年度予算額 1,798百万円）
令和5年度補正予算額 3,923百万円

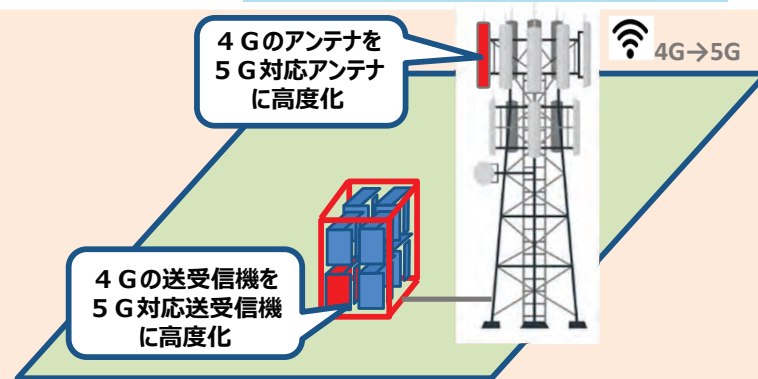
補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 （4 G等） ※非居住エリア	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合	<u>整備主体：地方公共団体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等</u> 【1社整備】<table><tr><td>国 1 / 2</td><td>都道府県 1 / 5</td><td>市町村 3 / 1 0</td></tr></table> 【複数社整備】<table><tr><td>国 2 / 3</td><td>都道府県 2 / 1.5</td><td>市町村 1 / 5</td></tr></table>	国 1 / 2	都道府県 1 / 5	市町村 3 / 1 0	国 2 / 3	都道府県 2 / 1.5	市町村 1 / 5
国 1 / 2	都道府県 1 / 5	市町村 3 / 1 0						
国 2 / 3	都道府県 2 / 1.5	市町村 1 / 5						
高度化施設整備 （5 G）	4 Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5 G基地局を設置する場合	【1社整備】<table><tr><td>国 1 / 2</td><td>無線通信事業者 1 / 2</td></tr></table> 【複数社整備】<table><tr><td>国 2 / 3</td><td>無線通信事業者等 1 / 3</td></tr></table>	国 1 / 2	無線通信事業者 1 / 2	国 2 / 3	無線通信事業者等 1 / 3		
国 1 / 2	無線通信事業者 1 / 2							
国 2 / 3	無線通信事業者等 1 / 3							

- ※1 離島の場合、補助率はかさ上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）
 ※2 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



※ 伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や施設の運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

【新規】

【施策の概要】【地方財政措置】

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る

＜緊急防災・減災事業債＞

(交付税算入率 70%)

緊急防災・減災事業債(充当率 100%)



【留意事項】

- 本財政措置の活用にあたっては、「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」を消防庁へ事前提出し、確認を受けることが必要

経済産業省

- 中小企業省力化投資補助事業（P31）
- ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（P32）
- 地域新MaaS創出推進事業（P33）
- デジタルライフライン全国総合整備計画（P34）
- 産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業（P35）
- 大規模PEM型水電解装置の開発、熱需要の脱炭素化実証（P36）
- 水素等のサプライチェーン構築支援制度（P37）
- 水素等の共同インフラに対する「拠点整備支援制度」（P38）
- 空の移動革命に向けたロードマップ（P39）
- 自治体向け産業用地整備ガイドブック（P40）
- 自治体等の産業団地造成への伴走支援（P41）
- インパクトコンソーシアム（P42）

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2)

中小
企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
	※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

31

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

令和5年度補正予算額 6,773億円（うち、GX：281億円）

商務情報政策局
情報産業課

事業の内容

事業目的

第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まりつつあるが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（以下、「ポスト5G」）は、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システム（以下、「ポスト5G情報通信システム」）の中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目指す。

事業概要

ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術を開発するとともに、先端半導体の製造技術の開発に取り組む。

（1）ポスト5G情報通信システムの開発（補助・委託）

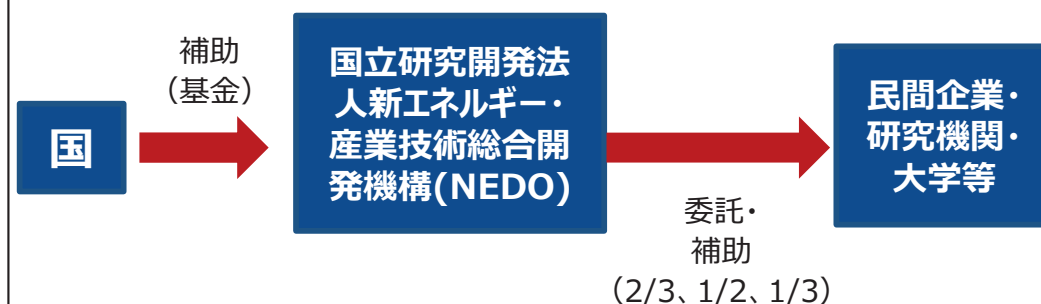
情報通信ネットワーク全体やそれを構成する各要素（コアネットワーク、伝送路、基地局）や、ポスト5G情報通信システムのキラーアプリケーションとも位置づけられる生成AIに関する基盤モデルについて、技術開発を支援する。

（2）先端半導体設計・製造技術の開発（補助・委託）

先端半導体のシステム設計技術、製造に必要な実装技術や微細化関連技術等の我が国に優位性のある基盤技術や、次世代半導体製造技術等の国際連携による開発を支援する。（委託・補助）

加えて、上記を推進する上で重要な人材育成に取り組む。（委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

事業で開発した技術が、将来的に我が国のポスト5G情報通信システムにおいて活用されることを目指す。（開発した技術の実用化率50%以上（累計））

経産省「地域新MaaS創出推進事業」の概要

- 経産省においては、移動課題の解決や地域経済の活性化につながる新たなモビリティサービスについて、①先進事例の実証支援を行うとともに、②全国各地におけるシンポジウムの開催等を通じた事例の横展開を図る取組を推進中。

※R6年度の実証支援は5/10に公募終了。来年度予算については現時点で未定。

【R5年度の事業概要】

＜①先進事例の実証支援＞ 三重県大台町・度会町

- 大台町の診療所において、医療MaaSの人的・運行コストの削減に向けた新たな車両・搭載機器の実証実験を実施。
- 度会町においては、町内の公民館等に、各種サービス機能を備えた車両等を集めて一時的なサービス拠点を形成する実証実験を実施。

①移動サービス×医療（医療MaaSの更なる深化）



②移動サービス×地域サービス拠点（中山間地域の移動課題解消）

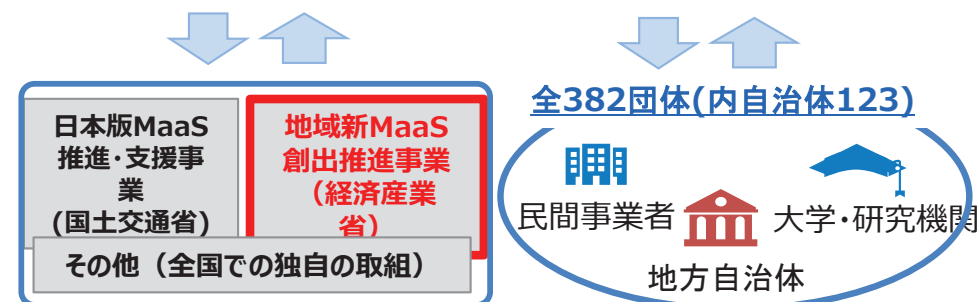
公共施設等を中心とした地域拠点



＜②横展開＞ スマートモビリティチャレンジ推進協議会

- 地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す「スマートモビリティチャレンジ」プロジェクトを開始。会員数は382団体。
- MaaSに関する情報発信や会員同士のマッチング、シンポジウム開催などの地域・企業等の連携強化を促進する取組を実施。今年度は、9つの地方局でシンポジウムを開催予定。

「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」



自動運転やAIの社会実装を加速：「点から線・面へ」「実証から実装へ」 デジタルライフライン全国総合整備計画の概要

- 人口減少が進むなかでもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、約10年のデジタルライフライン全国総合整備計画を策定
- デジタル完結の原則に則り、官民で集中的に大規模な投資を行い、共通の仕様と規格に準拠したハード・ソフト・ルールのデジタルライフラインを整備することで、自動運転やAIのイノベーションを急ぎ社会実装し、人手不足などの社会課題を解決してデジタルとリアルが融合した地域生活圏※の形成に貢献する
※国土形成計画との緊密な連携を図る

デジタルによる社会課題解決・産業発展

人手不足解消による生活必需サービスや機能の維持

人流クライシス

中山間地域では
移動が困難に…

物流クライシス

ドライバー不足で
配送が困難に…

災害激甚化

災害への対応に
時間を要する…

アーリーハーベストプロジェクト

2024年度からの実装に向けた支援策

ドローン航路

180km以上

【送電線】埼玉県秩父地域
【河川】静岡県浜松市(天竜川水系)

自動運転サービス支援道

100km以上

【高速道路】新東名高速道駿河湾沼津SA～浜松SA間
【一般道】茨城県日立市（大甕駅周辺）

インフラ管理のDX

200km²以上

埼玉県 さいたま市
東京都 八王子市

デジタルライフラインの整備

ハード・ソフト・ルールのインフラを整備

ハード

- ✓ 通信インフラ
- ✓ 情報処理基盤等（スマートたこ足）
- ✓ モビリティ・ハブ（ターミナル2.0、コミュニティセンター2.0）等

ソフト

- ✓ 3D地図
- ✓ データ連携システム（ウノス・エコシステム等）
- ✓ 共通データモデル・識別子（空間ID等）
- ✓ ソフトウェア開発キット 等

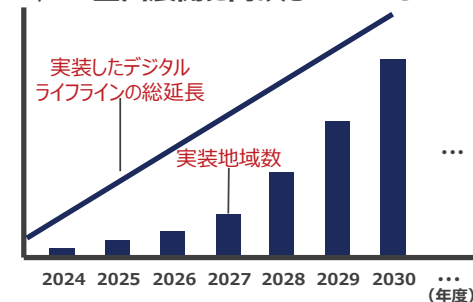
ルール

- ✓ 公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定制度
- ✓ データ連携システム利用のモデル規約
- ✓ アジャイルガバナンス（AI時代の事故責任論）等

中長期的な社会実装計画

官民による社会実装に向けた約10カ年の計画を策定

（箇所/距離）全国展開に向けたKPI・KGI



先行地域（線・面）

国の関連事業の

- 1 集中的な**優先採択**
- 2 長期の**継続支援**
- 3 共通の**仕様と規格**

Copyright © 2024 METI/DADC

産業活動等の抜本的な脱炭素化に向けた水素社会モデル構築実証事業

令和6年度予算案額 **59億円（60億円）**

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

事業の内容

事業目的

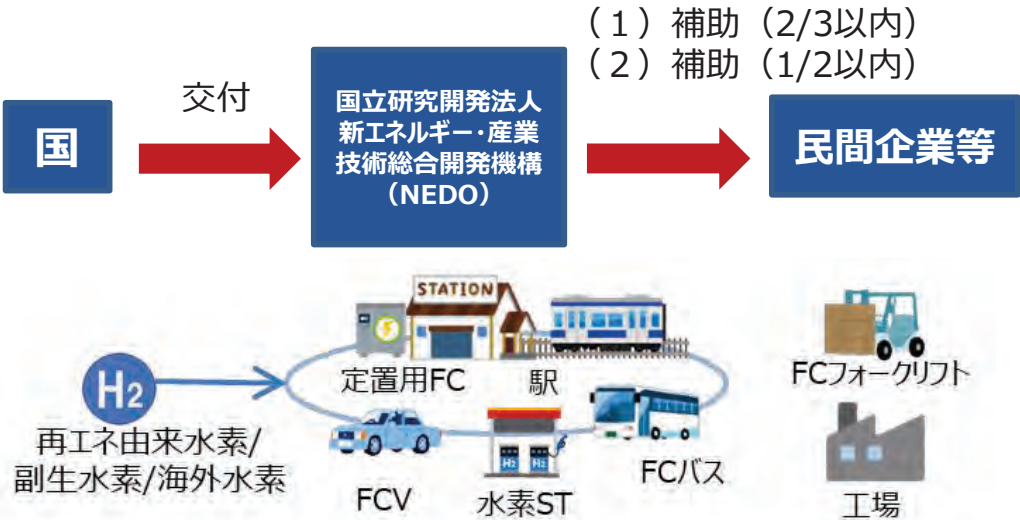
水素を安定かつ安価に供給するため、水素を「つくる」「はこぶ」「つかう」という一連のサプライチェーンの構築が必要である。そのため、将来的な水素の安定供給を待たずして、これらサプライチェーン上の技術開発や導入に向けた技術実証を進めることで、水素の本格導入に備える。

特に既存インフラを最大限活用しながらの供給が可能であったり、需要と供給が隣接する地域において、先んじて水素の社会実装を進め、効率よくコストの削減や知見の蓄積を図るとともに、水素社会の先駆けとなるモデルを構築することを目的とする。

事業概要

運輸や港湾、コンビナート、工場等において様々な①水素製造源、②輸送・貯蔵手段、③水素の利活用先等を組み合わせたモデルを構築するための水素利活用技術の開発・実証を行い、水素製造の低コスト化や効率的な水素サプライチェーンを構築するとともに、基盤となる技術を確立することで、将来的な水素の社会実装に向けた展望を開く。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



コンビナートや工場、港湾等において、発電、熱利用、運輸、産業プロセス等で大規模に水素を利活用するための技術実証を実施。

成果目標

令和3年度から7年度までの5年間の事業。
短期的には実証事業で以下について明らかにすることを目指す。
①新たなモデルの有用性、経済性
②他地域・業界内等への展開可能性
③技術課題及び解決手段
最終的にはグリーン成長戦略で設定された2030年に水素導入量を最大300万トン/年の達成を目指す。

大規模PEM型水電解装置の開発、熱需要の脱炭素化実証

事業の目的・概要

- ❑ 余剰再エネ等を活用した国内水素製造基盤を確立し、先行する海外市場を獲得するために、PEM型水電解装置コストを2030年までに6.5万円/kWまで引き下げることを目指す。
- ❑ そのため、既存事業*等の知見を活用しつつ、PEM型水電解装置の大型化・モジュール化や、耐久性と電導性に優れた膜の実装、水素ボイラーの燃焼効率向上等に関する技術開発を行う。
- ❑ また、12MW級の水電解装置を関連設備とともにモジュール化して、パッケージとして需要家に設置。水素ボイラーを用いて熱の脱炭素化に向けた実証を行う。

実施体制

※太字: 幹事企業

- ❑ **山梨県企業局**、東京電力ホールディングス株式会社・東京電力エナジーパートナー株式会社、東レ株式会社、日立造船株式会社、シーメンス・エナジー株式会社、三浦工業株式会社、株式会社加地テック

事業期間

2021年度～2025年度（5年間）

事業規模等

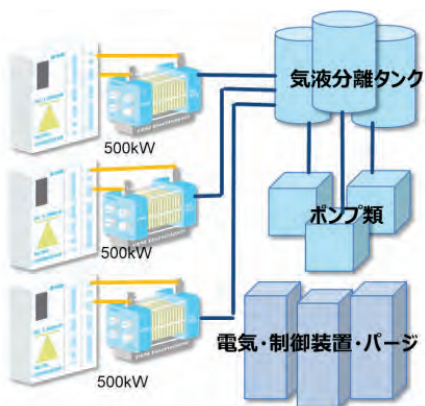
- ❑ 事業規模: 約140億円 + (拡充) 約34億円
- ❑ 支援規模*: 約104億円 + (拡充) 約26億円

*インセンティブ額を含む。今後ステージゲート等で事業進捗等に合わせ合理化見込み

- ❑ 補助率等: 2/3 → 1/2（インセンティブは10%）

事業イメージ

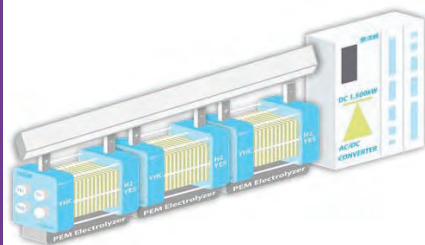
米倉山1.5MW装置



出典: 山梨県企業局等

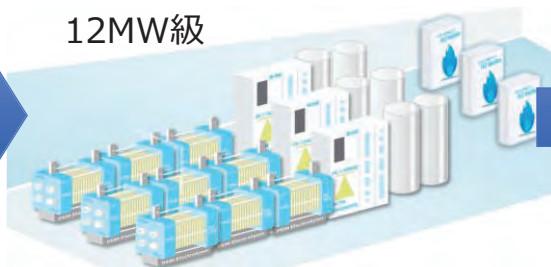
本基金事業の開発内容

数MW標準モジュール開発



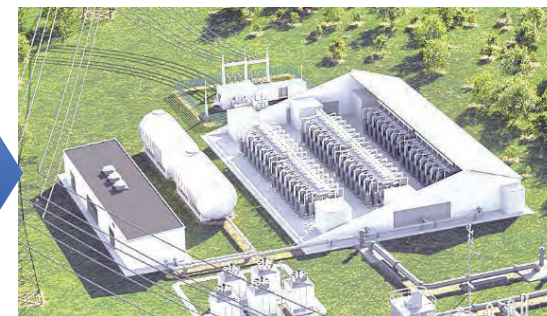
標準モジュールイメージ

モジュール連結式装置の
プロトタイプを製作・実証試験
12MW級



モジュール連結式システムイメージ

100MW級モジュール連結式システム



大規模モジュール連結式
システムイメージ

水素等のサプライチェーン構築支援制度

- カーボンニュートラルに向けては、再エネ等の電気に加え、熱需要の脱炭素化のため水素等が必要。国内外での水素等供給体制の構築に向け、化石原燃料との価格差に着目した支援を実施。
- 当面の間、国内の水素等製造は小規模かつ輸入水素よりも高いが、安価な余剰再エネを用いれば、調整力として更なる再エネ導入拡大に資する面もあるため、エネルギー安全保障の観点から、将来的に十分な価格低減と競争力を有する見込みのある国内事業を最大限支援する。
- 加えて、鉄、化学、モビリティといった転換困難な分野・用途への拡がりを考えれば、国内で製造可能な水素等の供給量では賄えない需要が将来的に想定される。既に権益獲得競争が各国で起こり始めていることも踏まえれば、国産技術等を活用して製造され、かつ大量に供給が可能な水素等の輸入についても支援する必要がある。

評価項目

▷ 政策的重要性

「エネルギー政策」(S+3E)

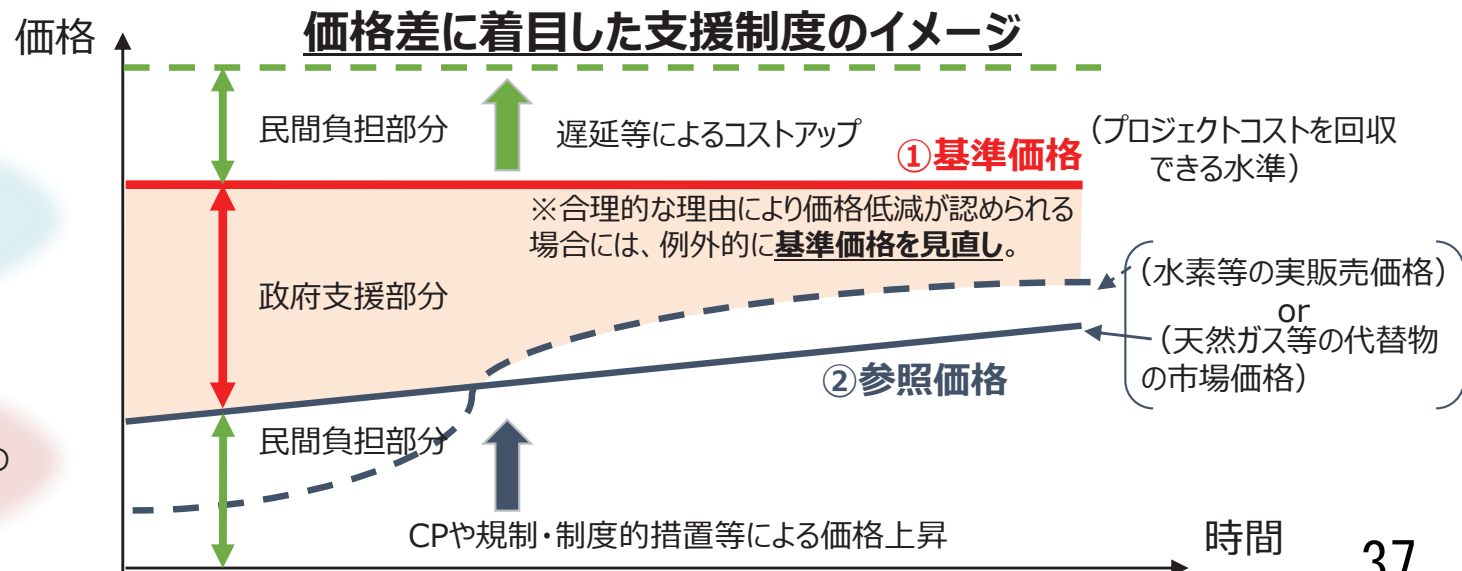
－ 安全性、安定供給、環境性、経済性

「GX政策」(脱炭素と経済成長の両立)

－ 産業競争力強化・経済成長、排出削減

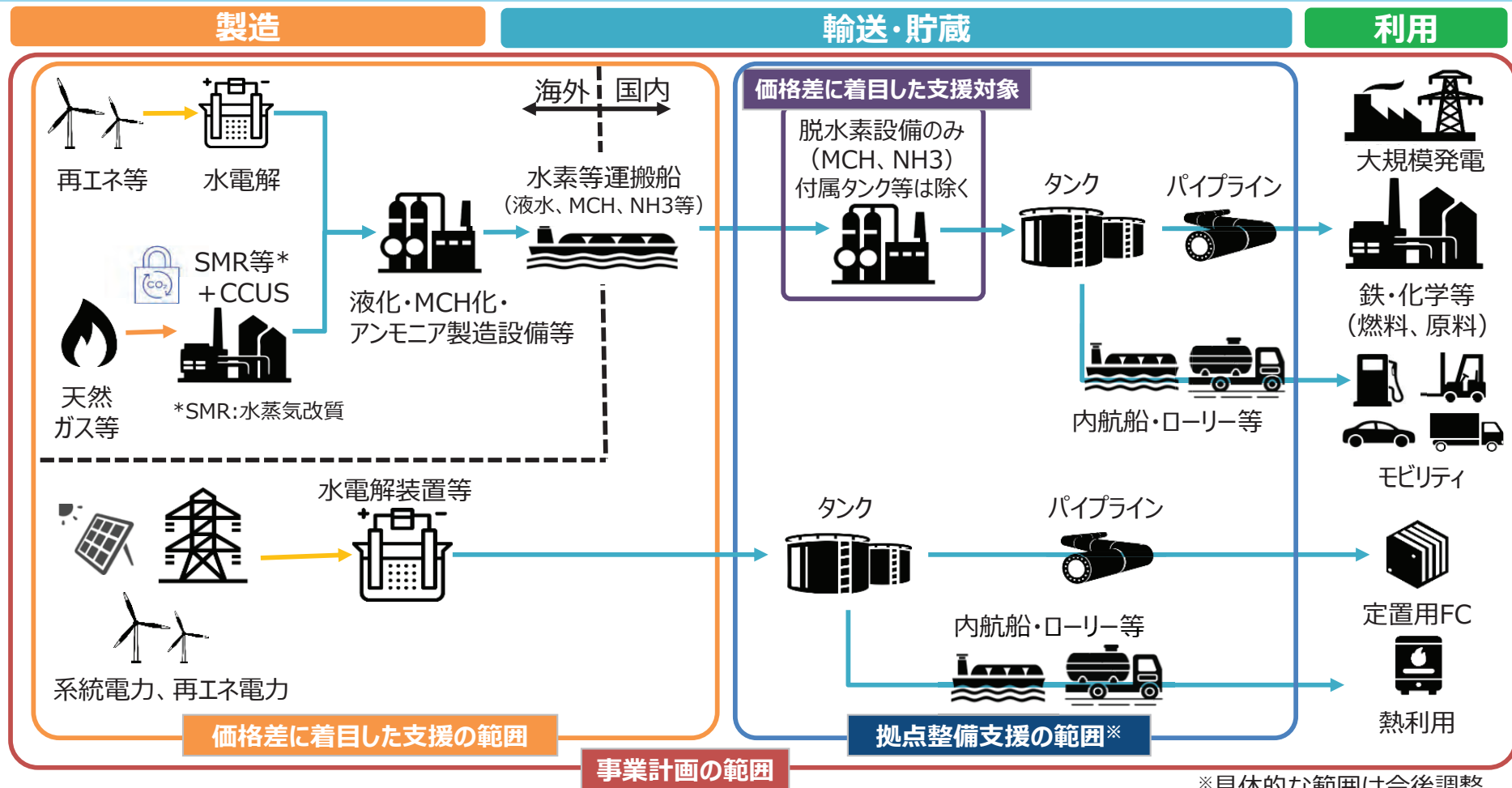
▷ 事業完遂見込み

事業計画の確度の高さ、国と企業のリスク分担の整理に基づく計画の妥当性



拠点整備支援制度

- 拠点整備支援は、大規模な利用ニーズの創出と効率的なサプライチェーン構築の実現に資する、水素等の大規模な利用拡大につながり、様々な事業者幅広く裨益する設備に対して重点的に支援。
- 「低炭素水素等を、荷揚げ後の受入基地から需要家が実際に利用する地点まで輸送するにあたって必要な設備であって、民間事業者が複数の利用事業者と共同して使用するもの（共用パイプライン、共用タンク等）」に係る整備費の一部を支援。

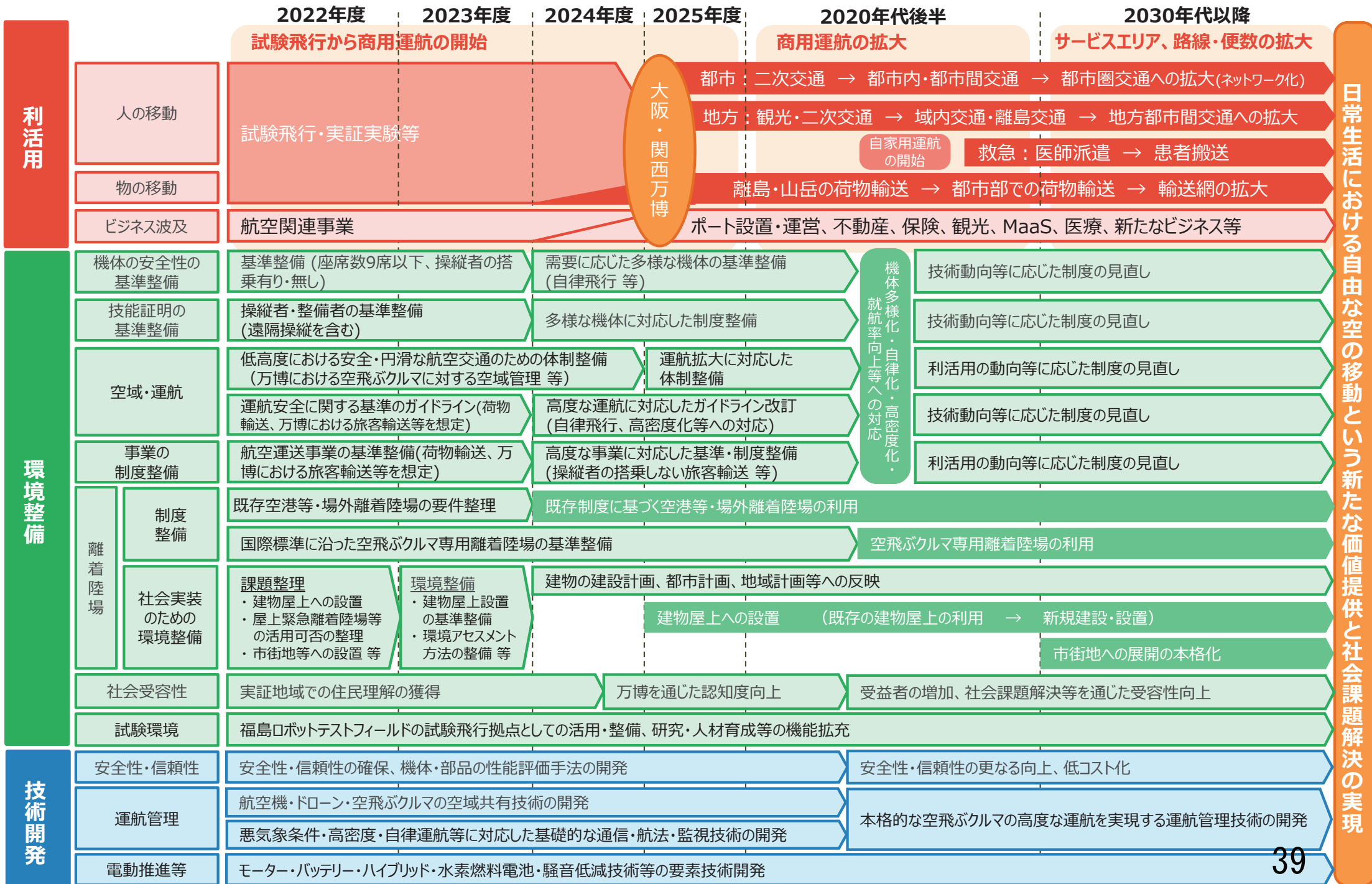


※具体的な範囲は今後調整。

空の移動革命に向けたロードマップ

2022年3月18日 空の移動革命に向けた官民協議会

このロードマップは、いわゆる“空飛ぶクルマ”・電動・垂直離着陸型・自動操縦の航空機などによる身近で手軽な空の移動手段の実現が、都市や地方における課題の解決につながる可能性に着目し、官民が取り組んでいくべき技術開発や制度整備等についてまとめたものである。



日常生活における自由な空の移動という新たな価値提供と社会課題解決の実現

自治体向け産業用地整備ガイドブックについて

- 産業用地整備において、市区町村商工部署の担当者が抱える課題の一つである「産業用地整備に関するノウハウ不足」に対応すべく、業務の全体像等を示すガイドブックを今後公開予定。
- 自治体担当者の理解醸成を促すために、①全体像から学ぶ ②進め方から学ぶ ③制度から学ぶ ④事例から学ぶ の4つのポイントに分けて構成。

※構成イメージ

	章のテーマ	主な内容
①全体像	はじめに	策定趣旨、本書の主なポイント
	第1章 産業用地整備の全体像	産業用地整備の全体像や主な許認可手続スケジュール
②進め方	第2章 産業用地整備の進め方	事業主体・手法の検討、適地選定から分譲までの詳細解説
	第3章 産業用地整備に必要な土地利用関係の手続	土地利用調整に関する制度概要や検討ポイント
	第4章 産業立地の全体像と進め方	産業用地整備と並行した産業立地推進の全体像とポイント
③制度	第5章 国の支援メニュー	産業用地・インフラ関連メニュー等の紹介
	第6章 関係法令一覧	主な関係法令の紹介（用地取得・造成、建築、環境関連等）
④事例	第7章 産業用地整備事例（12事例）	官民連携、インフラ整備、廃校活用など、テーマに応じた事例紹介



自治体等の産業団地造成への伴走支援

- 産業用地整備における用地不足やノウハウ不足等の課題の解決に向けて、中小機構の助成金を活用し、一般財団法人日本立地センターにおいて、伴走支援等を開始。

(1) 事業目的

- ・ 自治体等の産業団地整備に対して、プロジェクトマネジメントや規制対応への助言等の伴走支援や自治体への研修等を通じて、国内の企業立地の受け皿となる産業用地整備を促進する。

(2) 事業内容（～令和11年3月まで 10.9億円）

①産業用地整備の段階的伴走型支援

（自治体等の状況に合わせて、適地調査から基本計画まで一気通貫で伴走支援）

②産業用地整備実務研修会

（産業用地整備に関するプロジェクトマネジメント・規制等の研修）

③産業用地整備状況調査

（用地整備における課題を把握するための、自治体向けアンケート調査）

④企業立地ニーズ調査

（企業の投資意欲や立地動向等を把握するための、企業向けアンケート調査）

インパクトコンソーシアムについて



国土交通省

- 社会資本整備総合交付金（広域連携事業）（P44）
- 都市構造再編集集中支援事業（P46）
- 都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）（P47）
- 道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分（P49）
- 主な個別補助制度①（高規格道路・ICアクセス道路等補助制度、道路メンテナンス事業補助制度、無電柱化推進計画事業補助制度）（P50）
- 主な個別補助制度②（交通安全対策補助制度、土砂災害対策道路事業補助制度、連続立体交差事業補助制度、踏切道改良計画事業補助制度）（P51）
- 自動運転による地域公共交通確保維持改善事業（P52）
- 空の移動革命に向けたロードマップ（再掲）（P53）
- “空飛ぶクルマ”の実現に向けた環境整備（P54）
- 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業（P55）

社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の概要

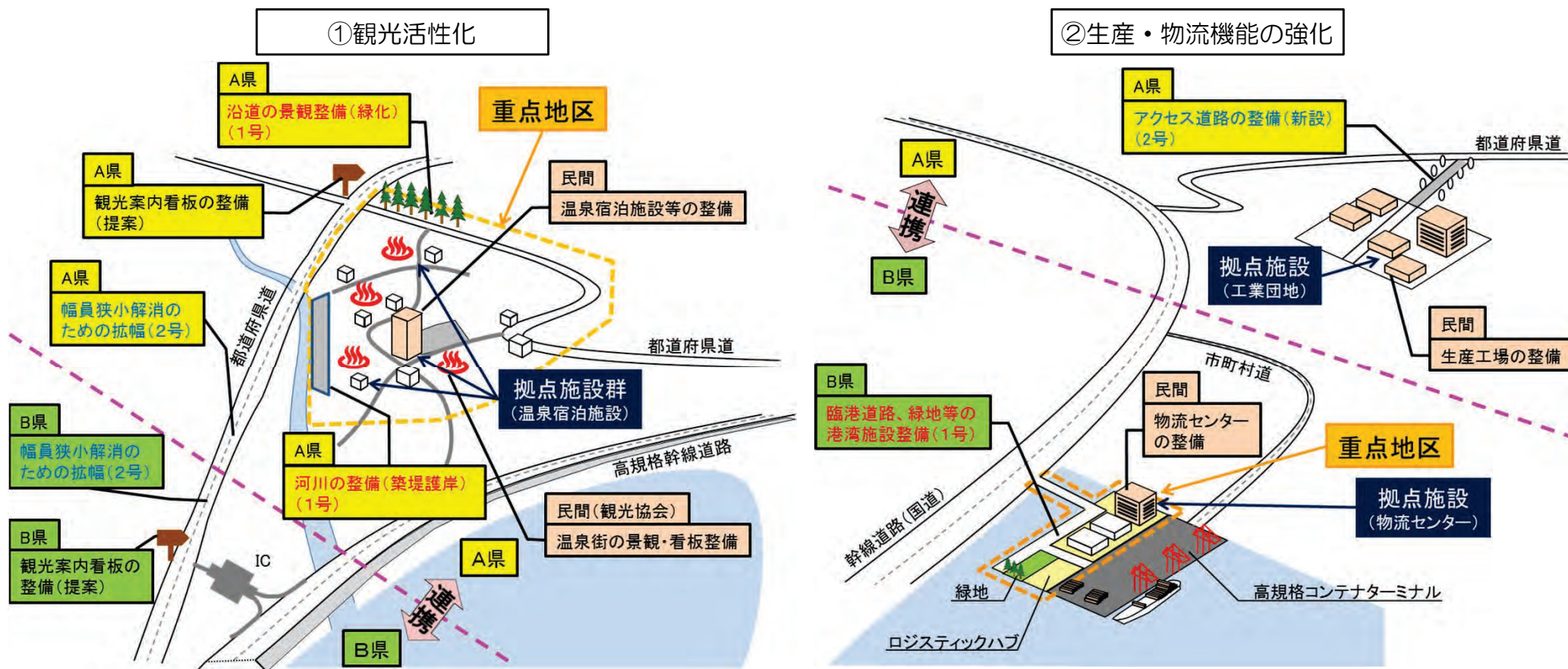
事業の趣旨

広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、基盤整備事業等をタイミング良く実施するための事業

【制度概要〔社会資本整備総合交付金（広域連携事業）〕】

- (1) 根拠法：広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）
- (2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域的地域活性化基盤整備計画（社会資本総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等
 - ①基幹事業：広域的特定活動を推進するために必要な基盤整備事業 ※
※都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅等及び提案事業
 - ②関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業
 - ③効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
 - ④社会資本整備円滑化地籍整備事業：基幹事業に先行又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの
- (4) 交付期間：3～5年程度
- (5) 交付率：①基幹事業 = 最大45%
②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2
- (6) その他：
 - ・整備計画全体をパッケージで採択
 - （特徴等）
 - ・整備計画内の他事業に国費の流用可
 - ・年度途中で事業費が変更となった場合、年度間で国費率の調整可
 - ・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の実施イメージ



- **1号事業(広活法第2条第3項第1号) … 道路、鉄道、空港、港湾、都市公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理等**
⇒ 重点地区内における事業で、拠点施設の整備に関連して一体的に実施することが必要な事業
- **2号事業(広活法第2条第3項第2号) … 道路、鉄道、空港、港湾**
⇒ 拠点施設で行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要な事業
- **提案事業(広活法第5条第2項第3号)**
⇒ 1号事業・2号事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45％（居住誘導区域内等） ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1／2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

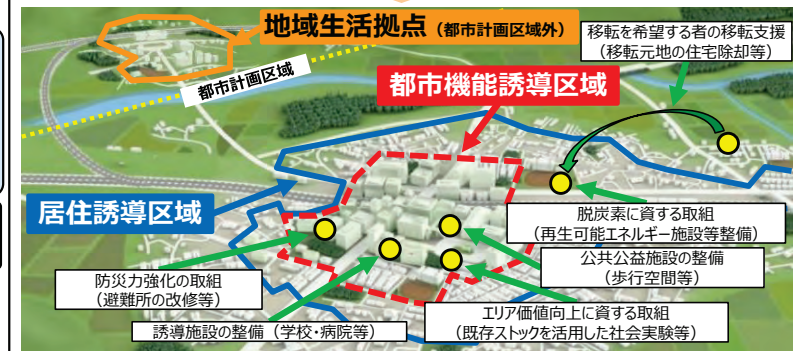
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

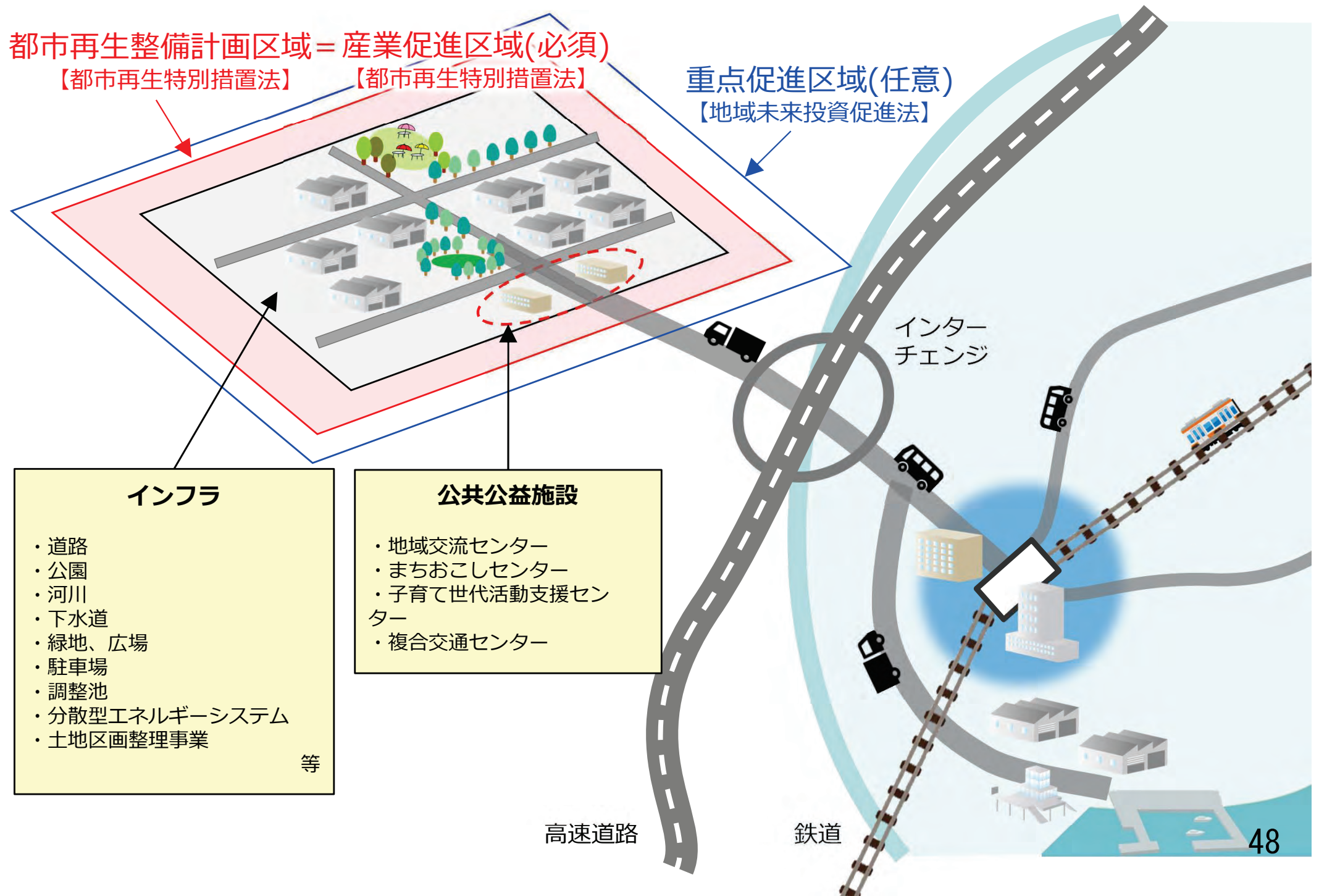
都市構造再編集集中支援事業による支援



公共 (交付金)

47

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）産業・物流機能への支援イメージ



道路事業における社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の重点配分の概要

- 社会資本整備総合交付金においては、民間投資・需要を喚起する道路整備により、ストック効果を高め、活力ある地域の形成を支援するとの考えの下、広域的な道路計画や災害リスク等を勘案し、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。
- 防災・安全交付金においては、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保を図るとの考えの下、以下の事業にそれぞれ特化して策定される整備計画に対して重点配分を行う。

社会資本整備総合交付金

《ストック効果を高めるアクセス道路の整備》

- 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業



工業団地と供用時期を連携



駅の整備と供用時期を連携

《歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業》

- 歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業（立地適正化計画に位置付けられた区域内の事業に限る）

〔事業イメージ〕



《道の駅の機能強化》

- 全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」、「防災道の駅」の機能強化
- 子育て応援等の「道の駅」の機能強化（衛生環境の改善等を含む）



《公共交通の走行環境整備》

- 交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備（自動運転を含む）



防災・安全交付金

《子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策》

- 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

- 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策

- 鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

- 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

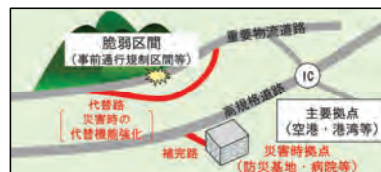
⇒ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に配分



《国土強靱化地域計画に基づく事業》

- 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業

- 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する事業のうち、早期の効果発現が見込める事業



重要物流道路の代替路や補完路の整備



主な個別補助制度①

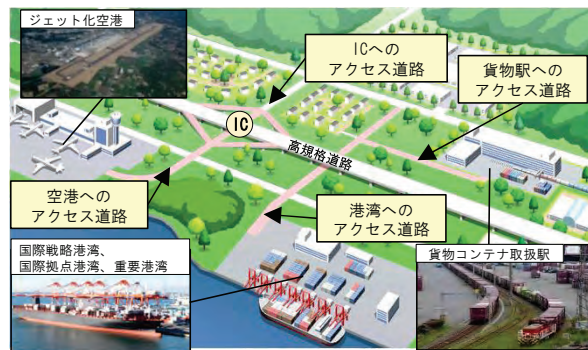
高規格道路・ICアクセス道路等補助制度

広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた高規格道路の整備及び、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として指定する「重要物流道路」の整備について計画的かつ集中的に支援

高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

物流の効率化など生産性向上に資する空港・港湾等へのアクセス道路の整備について計画的かつ集中的に支援

都府県境を跨ぐ構造物の整備を伴う道路の整備について計画的かつ集中的に支援



IC・空港・港湾等アクセス道路補助イメージ



都府県境道路整備補助イメージ

道路メンテナンス事業補助制度

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）に対し計画的かつ集中的に支援

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



橋梁

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



トンネル

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



道路附属物等

無電柱化推進計画事業補助制度

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づく事業を計画的かつ集中的に支援



主な個別補助制度②

交通安全対策補助制度

通学路緊急対策

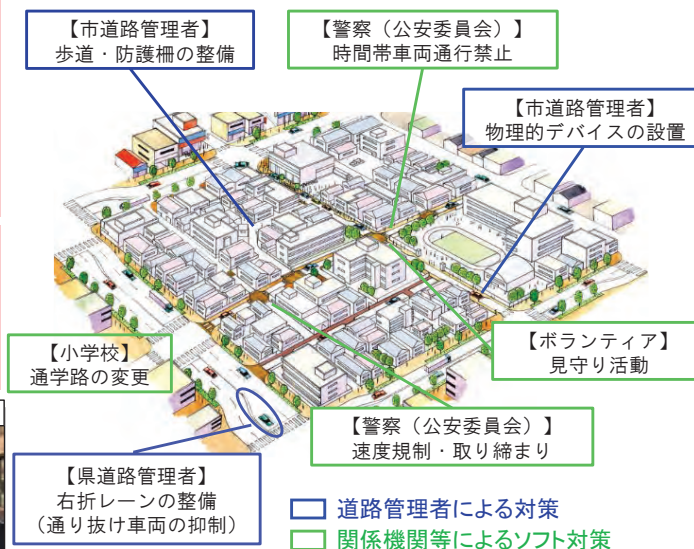
通学路の安全を早急に確保するため、千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について計画的かつ集中的に支援

地区内連携

一定の区域において関係行政機関等や関係住民の代表者等との間での合意に基づき実施する交通安全対策を計画的かつ集中的に支援

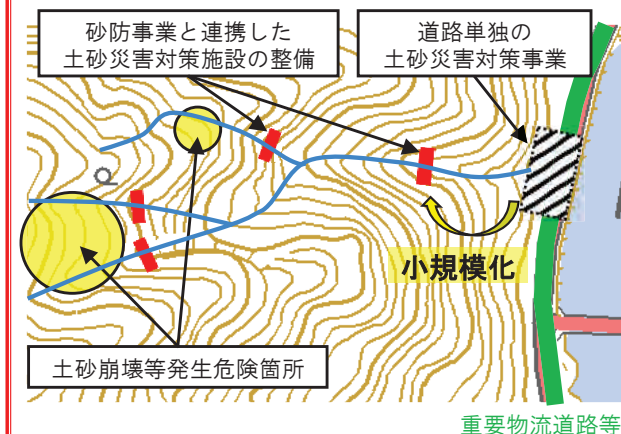


交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）イメージ



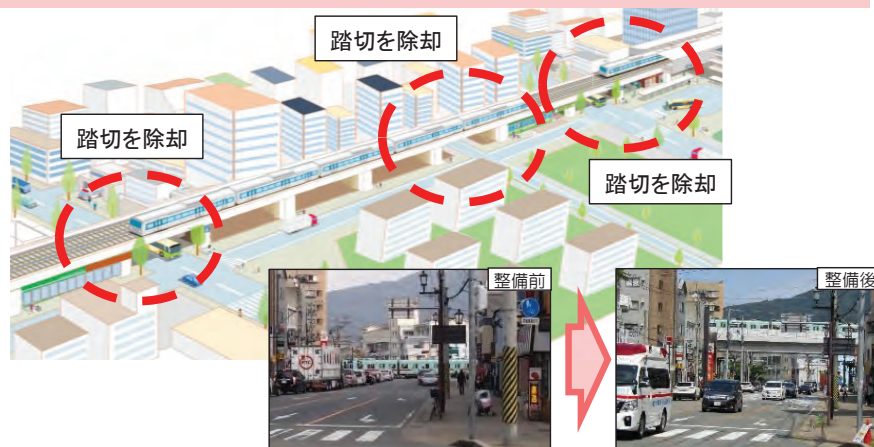
土砂災害対策道路事業補助制度

重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業に対し計画的かつ集中的に支援



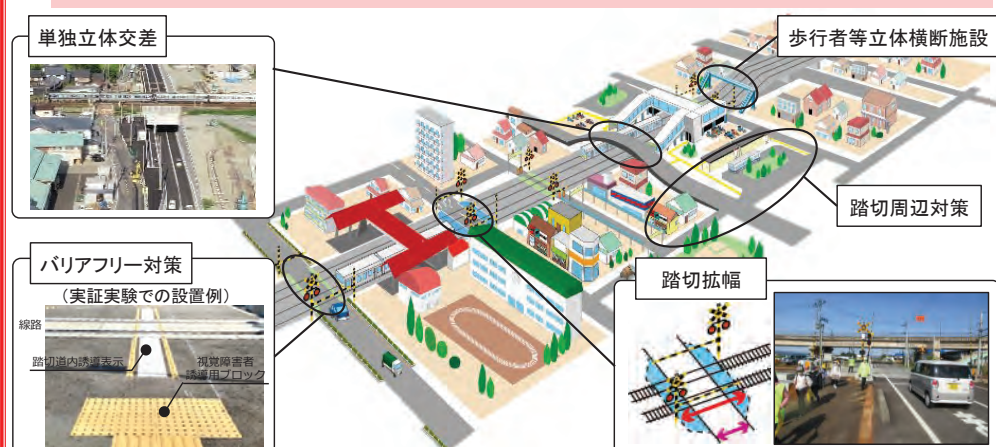
連続立体交差事業補助制度

道路と鉄道の交差部が連続する鉄道の一定区間を高架化又は地下化することで、交通の円滑化と分断された市街地の一体化による都市の活性化に資する事業を計画的かつ集中的に支援



踏切道改良計画事業補助制度

交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援



- 地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4の社会実装・事業化を後押しするため、地方公共団体が実施する自動運転の取り組みを支援。

＜対象事業者（イメージ）＞

地方公共団体（都道府県・市町村）及び道路運送事業者等

- ※ 将来的に「レベル4」の自動運転移動サービスの実現が見込まれる者であること。



○事業のポイント

- ・ 自動運転による地域モビリティの構築、及び社会受容性の向上
- ・ 地域に根ざした自動運転の通年運行
- ・ レベル4の実現に向け、運転者が不在となることを前提とした技術の磨き上げ 等



自動運転車両のイメージ

＜対象事業のイメージ＞

- ・ 専用道などを用いたBRT自動運転移動サービス
- ・ 定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・ 特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等

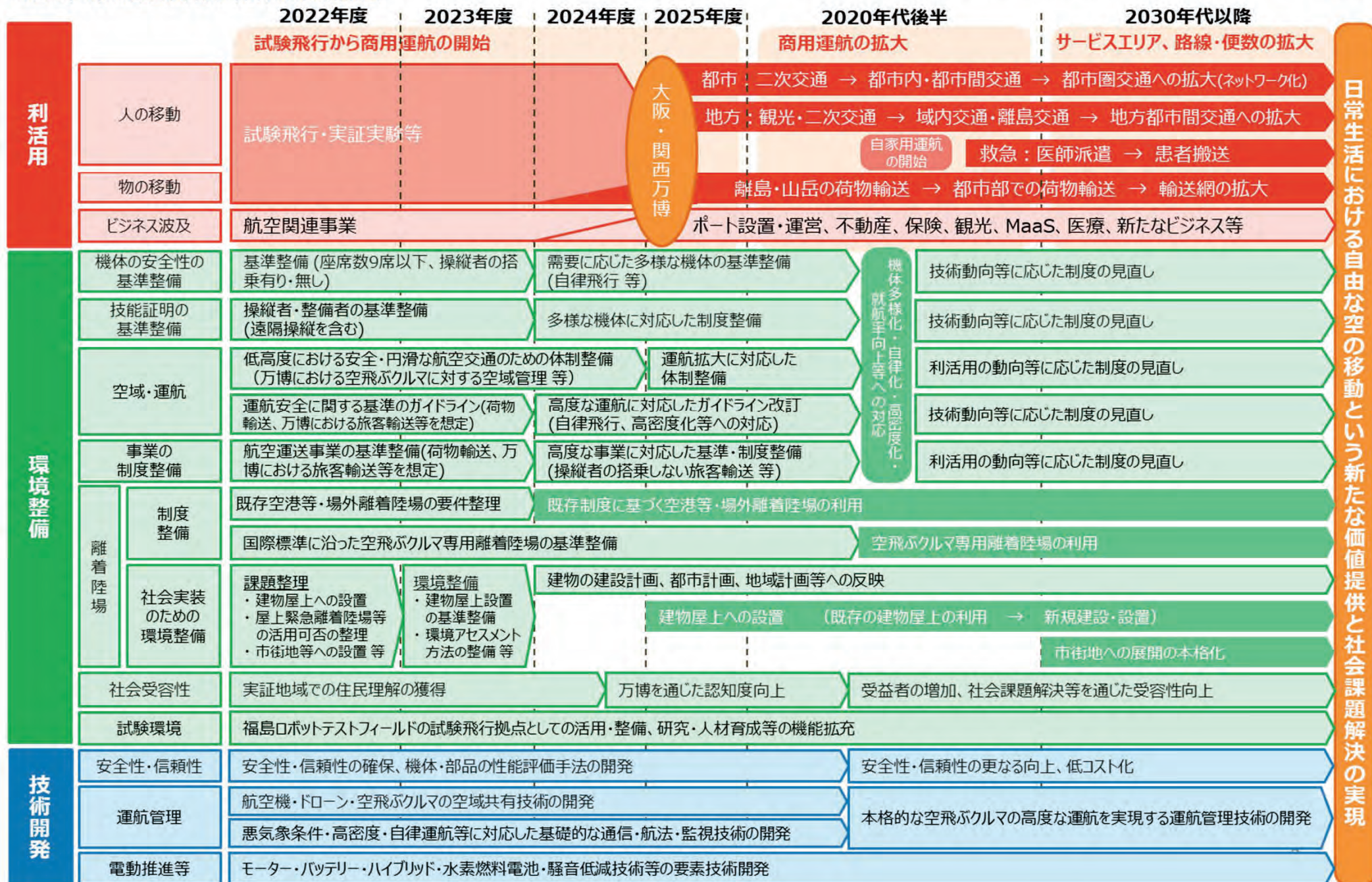
＜補助対象経費＞

- ・ 車両改造費
- ・ 自動運転システム構築費
- ・ リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

空の移動革命に向けたロードマップ

2022年3月18日 空の移動革命に向けた官民協議会

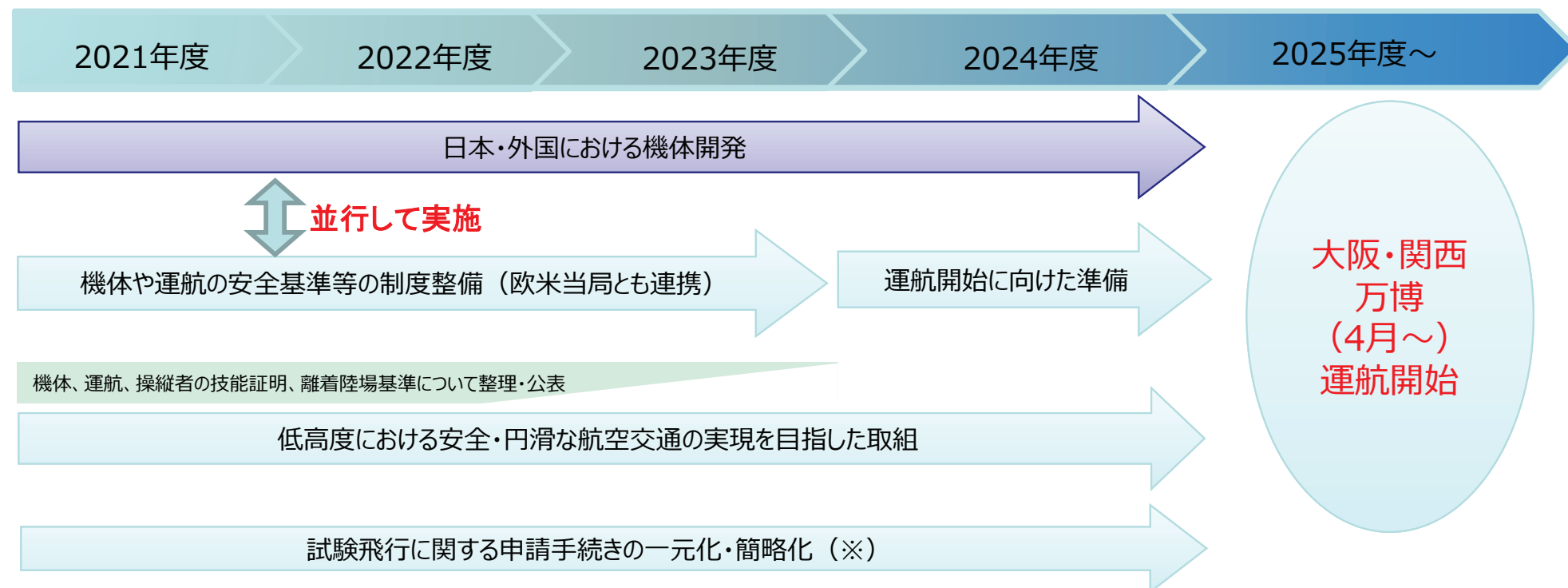
このロードマップは、いわゆる“空飛ぶクルマ”、電動・垂直離着陸型・自動操縦の航空機などによる身近で手軽な空の移動手段の実現が、都市や地方における課題の解決につながる可能性に着目し、官民が取り組んでいくべき技術開発や制度整備等についてまとめたものである。



日常生活における自由な空の移動という新たな価値提供と社会課題解決の実現

“空飛ぶクルマ”の実現に向けた環境整備

- ◆ 従来の航空機の安全基準は、長年の航空機開発の歴史と事故等からの教訓に基づき構築されてきたもの。
- ◆ 空飛ぶクルマは現在世界中で開発が進んでおり、統一的な基準は存在しない。開発が先行する欧米においても、機体開発と基準策定・審査を並行して実施している状況。
- ◆ 2025年の大阪・関西万博における空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、官民協議会のワーキンググループにおいて、機体、離着陸場、技能証明、運航、事業制度等に関する制度整備を検討しているところであり、2023年3月に「基準の方向性」を整理した。引き続き、当該方向性に基づき、基準の詳細について検討を行い、2023年度末までに必要な基準策定を完了した。
- ◆ 万博会場周辺や空港の上空等での安全かつ円滑な飛行のため、2024年度末までに交通管理を行う体制を整備。



(※) 試験飛行に関する許可基準を明確化し、事業者や自治体へ共有するため、「試験飛行のガイドライン」を策定（2022年3月）。

地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

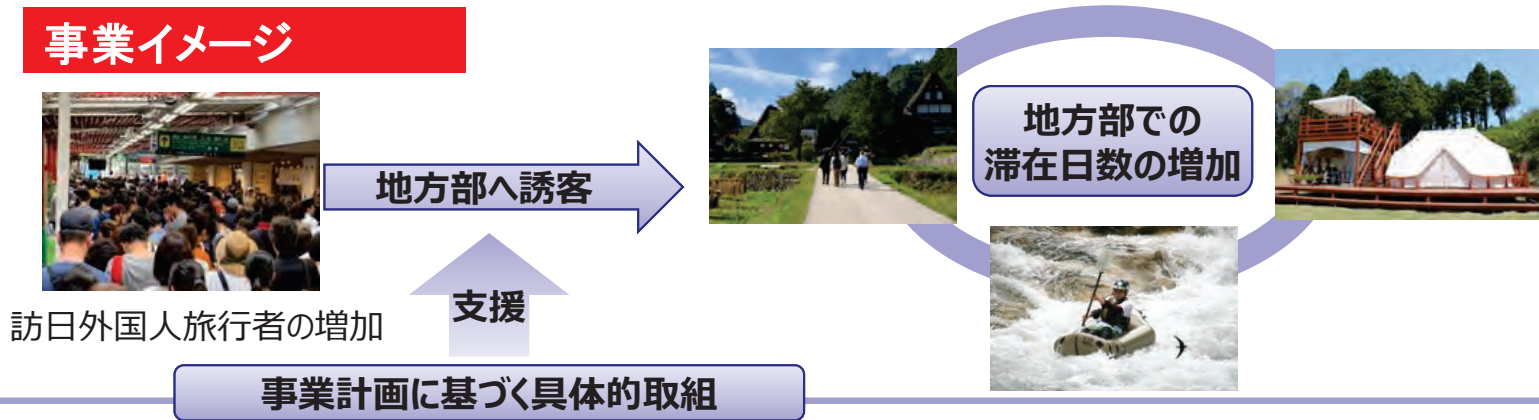
事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。
 - ①調査・戦略策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③受入環境整備
 - ④旅行商品流通環境整備
 - ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。	旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。
 マーケティング調査	 滞在コンテンツの造成	 観光地の案内アプリの整備	 商談会への参加	 SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。